

平成18年第3回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成18年9月20日（水曜日） 午前 9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 議長一般報告
- 第 5 町長一般行政報告
- 第 6 南宗谷消防組合議会報告
- 第 7 南宗谷衛生施設組合議会報告
- 第 8 いきいきふるさと常任委員会報告
- 第 9 報告第 1号 例月出納検査報告
- 第10 一般質問
- 第11 議案第 1号 中頓別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第 2号 中頓別町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第 3号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第 4号 中頓別町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第 5号 中頓別町立自動車学校運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第 6号 中頓別町公衆浴場設置及び管理等に関する条例を廃止する条例の制定について
- 第17 議案第 7号 平成18年度中頓別町一般会計補正予算
- 第18 議案第 8号 平成18年度中頓別町知的障害者福祉事業特別会計補正予算
- 第19 議案第 9号 平成18年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算
- 第20 議案第10号 平成18年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算
- 第21 議案第11号 平成18年度中頓別町水道事業特別会計補正予算
- 第22 議案第12号 平成18年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算
- 第23 議案第13号 平成18年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算
- 第24 認定第 1号 平成17年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第25 認定第 2号 平成17年度中頓別町知的障害者福祉事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 第26 認定第 3号 平成17年度中頓別町自動車学校事業特別会計歳入歳出決算認定
について
- 第27 認定第 4号 平成17年度中頓別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認
定について
- 第28 認定第 5号 平成17年度中頓別町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
- 第29 認定第 6号 平成17年度中頓別町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認
定について
- 第30 認定第 7号 平成17年度中頓別町水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 第31 認定第 8号 平成17年度中頓別町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 第32 認定第 9号 平成17年度中頓別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

○出席議員（10名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 星川三喜男君 | 2番 岩田利雄君 |
| 3番 山本得恵君 | 4番 柳澤雅宏君 |
| 5番 本多夕紀江君 | 6番 藤田首健君 |
| 7番 石井雄一君 | 8番 村山義明君 |
| 9番 宮崎安史君 | 10番 石神忠信君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|---------|-------|
| 町長 | 野邑智雄君 |
| 助役 | 矢部守世君 |
| 教育長 | 福家義憲君 |
| 総務課長 | 安積明君 |
| 総務課参事 | 小林生吉君 |
| 総務課参事 | 遠藤義一君 |
| 総務課主幹 | 菊地誠治君 |
| 産業建設課長 | 柴田弘君 |
| 保健福祉課長 | 奥村文男君 |
| 保健福祉課参事 | 竹内義博君 |
| 教育次長 | 石川篤君 |

出納室長	米屋彰一君
国保病院事務長	高井秀一君
天北厚生園長	千葉辰雄君
南宗谷消防組合 中頓別支署長	鳥田博君
自動車学校長	浅野豊君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	和田行雄君
議会事務局書記	高井水脈子君

◎開会の宣告

○議長（石神忠信君） ただいまから平成18年第3回中頓別町議会定例会を開会いたします。

（午前 9時30分）

◎開議の宣告

○議長（石神忠信君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（石神忠信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、会議規則第118条の規定により、議長において8番、村山さん、9番、宮崎さんを指名します。

◎議会運営委員会報告

○議長（石神忠信君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員長の報告を求めます。

山本さん。

○議会運営委員長（山本得恵君） おはようございます。議会運営委員会報告をいたします。

平成18年第3回中頓別町議会定例会の運営に関し、7月25日、8月17日、9月7日、9月15日に議会運営委員会を開催したので、その内容を報告いたします。

1、会期について、本定例会の会期は、本日9月20日から9月22日までの3日間とする。21日は、決算審査特別委員会のため休会とする。なお、会議に付された事件がすべて終了した場合は、会議規則第7条の規定により、会期を残し閉会する。

2、本日の議事日程については、日程第1号のとおりである。認定第1号から第9号に関して、議長発議で決算審査特別委員会の設置を会議に諮り、審査を付託する。

3、一般質問について、通告期限内に通告したのは5議員であり、質問内容に重複はなかった。

4、町側から提案された国民健康保険条例の一部改正外13議案は、いずれも本会議で審議する。

5、陳情の取り扱いについて、陳情第1号 集配局の廃止・再編計画に反対する意見書採択に関する陳情、陳情第2号 療養病床の廃止・削減計画の中止と介護保険事業等の充実を求める陳情は、いずれも郵送であり、紹介議員が付されていないため、いずれも議長預かりとする。

6、意見書の取り扱いについて、議長預かりとなった郵送陳情の要旨を一部酌み取り、発議第1号 郵便局の廃止・再編計画に反対する意見書（案）及び発議第2号 療養病床

の廃止・削減の中止等を求める意見書（案）が発議された。発議第3号 実情に見合ったへき地指定基準の見直し・改善を求める意見書（案）、発議第4号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書（案）とあわせて、いずれも委員会付託を省略し、本会議で審議する。

7、会議規則上の問題はないと判断し、この定例会の一般質問において町側に反問権を認める議会運営を試行する。その際、議事整理権に基づき、議長の判断で町長本人から必要に応じて反問させることとする。

8、議案説明等について説明員の説明が著しく長い場合は、要点説明にとどめるよう議長、特別委員長から注意を行う。なお、役場業務への影響、来年度からの議員定数の削減などを考慮し、今定例会から議会への説明員の出席数を必要最低限とするよう7月18日付で町側に文書で申し入れを行ったことを報告いたします。

以上で議会運営委員会報告を終わります。

○議長（石神忠信君） これにて議会運営委員会報告は終了いたしました。

◎会期の決定

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日9月20日から9月22日までの3日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日9月20日から9月22日までの3日間とすることに決しました。

◎議長一般報告

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第4、議長の一般報告を行います。

議長の一般報告につきましては、お手元に印刷配付のとおりですので、ごらんの上、ご了承願います。

◎町長一般行政報告

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第5、町長一般行政報告を行います。

本件について町長から報告の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（野呂智雄君） おはようございます。本年度第3回の定例会を招集いたしましたところ、全員の出席をいただきましたことをまず初めにお礼を申し上げたいと思います。私から、6月19日以降昨日までの町長一般行政報告につきましては印刷物で配布をしてあるとおりでありますけれども、その間に皆さん方にご報告する事案4件ございますので、

報告をさせていただきたいと思います。

1点目は、知的障害者更生施設「中頓別町立天北厚生園」の運営を社会福祉法人に移管することについてであります。知的障害者更生施設「中頓別町立天北厚生園」の運営を平成19年4月1日から特別養護老人ホームなどを運営している社会福祉法人南宗谷福祉会へ移管することに決定をいたしました。同園は、昭和48年7月、町が旧兵安小学校校舎を活用し開設し、以来33年余りにわたり町で運営をしてまいりましたが、平成17年1月に有識者で構成する「中頓別町天北厚生園法人化・施設整備懇話会（大場弘会長）」の答申を踏まえ、この間、移管先法人との協議、職員への説明会の実施などを通して法人移管への環境整備に努めてきたところであります。8月3日、これまで協議を進めていた社会福祉法人南宗谷福祉会（太田理事長）との間で、同園の施設・設備の無償貸与、移行希望町職員28名（職員19名、嘱託1名、臨時職員8名）の受け入れを含め協議が整い、正式に同園の法人移管が決定したものであります。今後は、同園が来春新たな体制で再出発できるよう、南宗谷福祉会との連携を強化をし、確実に法人移管のための諸手続や事務作業を進めてまいります。

2点目は、国保病院外科医長の交代についてであります。本年4月より札幌医科大学地域医療支援センターから派遣をいただき、国保病院に勤務しております石川雅章外科医長が都合により9月末で退職することになりました。後任につきましては、引き続き同センターからの派遣をいただき、現在、財団法人厚生年金事業振興財団登別厚生年金病院外科医長の三輪英則医師（31歳）に決定しており、10月3日から診療を開始をいたします。

3点目でありますけれども、医薬分業についてであります。本年6月8日に町有地売買の入札の結果、有限会社すずらん薬局に決定をし、12月中の開業を目指して9月11日、調剤薬局建設工事に着手しております。今後10月中旬から院内掲示、旬報を通じて町民に移行期間をお知らせするとともに、病院職員、調剤薬局職員の相互研修を行い、円滑な移行に努めてまいります。

4点目でありますけれども、神経内科出張診療の開始についてであります。脳・脊髄・末梢神経・筋肉疾患の診療科目で近隣には常勤医師が不在であり、稚内、名寄市立総合病院でも月半日から1日の出張診療により対応している状況であります。このようなことから、当町も含め南宗谷の患者のために旭川医科大学に出張診療の要請をしておりましたところ協議が整い、10月から2ヶ月に1日、当面午後からの半日診療を実施することになりました。

以上4点について報告をいたします。

○議長（石神忠信君） これにて町長一般行政報告は終了いたしました。

◎南宗谷消防組合議会報告

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第6、南宗谷消防組合議会報告を行います。

南宗谷消防組合議会議員の報告を求めます。

村山さん。

○8番（村山義明君） 南宗谷消防組合議会報告をいたします。

このたび南宗谷消防組合議会が招集されたので、その結果を次のとおり報告いたします。

1、会議名、平成18年第1回南宗谷消防組合議会臨時会。

2、日時、平成18年7月4日（会期1日）午前10時開議。

3、場所、南宗谷消防組合議場（枝幸町）。

4、出席議員、村山議員、星川議員。

5、会議結果、別紙議事日程第1号のとおり進行し、合併により失職した副議長選挙では枝幸町選出議員、高口昭雄氏が選出された。承認第1号から第5号までは、平成18年3月20日、枝幸町・歌登町の合併に伴う条例の一部改正であり、全て原案通り承認された。また、水槽付消防ポンプ自動車が枝幸消防署に配置されたことに伴う公有財産の取得並びに平成18年度南宗谷消防組合会計歳入歳出補正予算についても、いずれも原案通り可決された。

以上、報告終わります。

○議長（石神忠信君） これにて南宗谷消防組合議会報告は終了いたしました。

◎南宗谷衛生施設組合議会報告

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第7、南宗谷衛生施設組合議会報告を行います。南宗谷衛生施設組合議会議員の報告を求めます。

山本さん。

○3番（山本得恵君） 南宗谷衛生施設組合議会報告をいたします。

このたび南宗谷衛生施設組合議会が招集されたので、その結果を次のとおり報告いたします。

1、会議名、平成18年第1回南宗谷衛生施設組合議会臨時会。

2、日時、平成18年7月5日（会期1日）午後3時開議。

3、場所、南宗谷衛生施設組合議会会議室（浜頓別町）。

4、出席議員、山本議員。

5、会議結果、議事日程にそって進行し、南宗谷衛生施設組合議会議長に野邑智雄中頓別町長が選出された。議案第2号では、北海道市町村総合事務組合同規約第9条に次のただし書きを加える一部変更が可決された。「ただし、条例の定めにより、組合に収入役を置かないことができる。」。なお、この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行される。

以上で報告を終わります。

○議長（石神忠信君） これにて南宗谷衛生施設組合議会報告は終了いたしました。

◎いきいきふるさと常任委員会報告

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第8、いきいきふるさと常任委員会報告を行います。

委員長の報告を求めます。

村山さん。

○いきいきふるさと常任委員長（村山義明君） いきいきふるさと常任委員会報告。

第2回定例会以降3回の所管事務調査を実施いたしましたので、ご報告申し上げます。

7月10日及び7月25日に実施した自治基本条例と基本（総合）計画につきましては、議会だより151号に速報として掲載されておりますので、報告を省略させていただきます。この件に関しましては、現在常任委員会内に自治基本条例等に関する小委員会を設置し、議会関連条項を中心に自治基本条例案を検討中でございます。基本（総合）計画につきましては、町側の策定作業から時期尚早と判断し、調査を行っておりません。なお、詳細は、お手元に配付した調査報告書をごらん願います。

それでは、9月7日に実施した環境基本計画・条例の策定状況についてのみ、報告書を読み上げてご報告いたします。

所管事務調査報告書。

このたび本委員会において所管事務調査を実施したので、次のとおり報告します。

1、日時、平成18年9月7日（木）午後1時00分～1時45分。

2、場所、議場。

3、出席委員、4、欠席委員、5、事務局、6、説明員については、記載のとおりでございます。

7、調査項目、環境基本計画・条例の策定状況について。

8、調査経過、環境基本計画と環境基本条例策定のスケジュールについて、小林参事が説明した。それによると、環境基本計画は、「環境なかとんべつ町民会議」の手による原案決定が9月21日、旬報による概要周知を住民に行い、最終答申は10月末の予定である。環境基本計画の原案決定を受けて、町としての具体的な行動計画の作成を9月下旬からはじめ、環境基本計画は、環境基本条例制定後、速やかに決定したい。環境基本条例は、平成18年第4回定例会に提案予定との説明であった。この日明らかにされた環境基本計画の素案では、かけがえのないふるさとのために、循環型の農林業で持続可能な地域社会をつくることなどが掲げられている。また、環境基本条例の素案では、町民参加による環境基本計画の策定と公表を義務化し、施策体系の中には水環境、河川、森林里山の保全などのほか、実効性を確保するため環境影響評価、規制措置なども検討されている。行動計画の中で、できるものは19年度予算措置をしていくとの説明であった。

9、調査の結果又は意見、環境基本計画の素案では、国有林や民有林の放置林などの整備など実現が難しい内容も盛り込まれており、基本理念や方針が計画倒れに終わることのないよう、実効性を担保した環境基本条例案になることを望むものである。

以上、報告を終わります。

○議長（石神忠信君） これにていきいきふるさと常任委員会報告は終了しました。

◎報告第1号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第9、報告第1号 例月出納検査報告を行います。

本件につきましては、お手元に印刷配付のとおりですので、ごらんの上、ご了承願います。

◎一般質問

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第10、一般質問を行います。

なお、議会運営委員長報告のとおり本日より町長の反問権の行使について栗山町同様にやりたい、試行を行いたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。なお、本町は、栗山町のような議会運営基本条例というのはつくっておりません。そういうことで、議長の議事整理権のもとに行使できるという判断のもとで行います。反問された議員につきましては、しっかり答弁をお願いしたいと思います。

それでは、ただいまから一般質問を行います。本定例会では5名の議員から一般質問の通告がありました。

順番に発言を許します。

受け付け番号1番、議席番号9番、宮崎さん。

○9番（宮崎安史君） 第3回の定例会におきまして、大きく2点についてお伺いをいたします。

まず最初に、住宅用火災警報装置の義務化について。消防法の改正により、新築住宅については平成18年6月1日から住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。また、既存住宅でも平成21年度までに設置が義務づけられています。本町ではこれらの設置義務への対応をどのように検討されているのか、次の点についてお伺いをいたします。

1、町有財産である職員住宅、教職員住宅、公営住宅等についてどのような対応をされるのか。

2点目、一般の住宅について設置助成をしている町村もありますが、本町はどのように対応されるのか。

3、他町村では火災警報器の悪徳商法による被害が広がりつつあります。老人世帯の多い本町でも防衛策をとるべきではないかと思えます。

その3点についてお伺いいたします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 宮崎議員さんの住宅用火災警報装置の義務化につきまして、総務課長に答弁をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） それでは、3点についてお答えを申し上げます。

まず、1点目であります。既存の公営住宅、特公賃住宅、教職員住宅、職員住宅に対する火災報知機の設置については、平成19年度から3年計画で行う予定であります。

2点目、一般住宅への設置助成については、現下の厳しい財政状況から困難であると考えております。

3点目、住宅用火災報知機設置に係る悪徳商法への対応については、これまで南宗谷消防組合中頓別支署における注意喚起の実施、あるいは町における公営住宅等入居者に対する個別文書での呼びかけ等を行うことにより被害防止に努めてきております。住民に対しては、今後においても消費者保護の観点から積極的に広報等で注意喚起を促していきたいと思っております。

以上であります。

○議長（石神忠信君） 宮崎さん。

○9番（宮崎安史君） 再質問させていただきます。

平成19年度から3年計画で行うということですが、法律の趣旨とか町民の安心、安全を第一に考え、またこの普及促進を促すためにも、予算がないと言われると思いますけれども、これは単年度で処理できるものではないかなと思うのです。金額的には300万ぐらいかかるのか、ちょっとわかりませんが、猶予期間は3年ありますけれども、中頓別町としては単年度で処理をしていただきたいなというぐあいに思うのですけれども、その点について再度お伺いします。

また、期限内での100%完結ということが義務ですから、これらについて町として普及の実態をどのようにとらえていくのか、掌握していくのか。例えば届出制にするとか、今回この周知のために職員が全戸を回っているということですので、そういうことで毎年回って確認をしていくのか、普及の実態をどのように把握していくのか、その辺を2点目お伺いしたいと思っております。

また、ちょっと言いましたけれども、職員がチラシをまいて、全戸を防火査察で回っている。まだ途中なのか全部終わっているかどうかわかりませんが、これは大変いいことだというぐあいに思います。もしよければ、その回っている中で何かあれば内容をお伺いしたいなというぐあいに思います。

以上です。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 再質問にお答えを申し上げます。

1点目、単年度での処理にすべきでないか、急ぐべきでないのかというご意見だと思います。状況的には、今予定しておりますのは公営住宅、特公賃で247戸、単身住宅、メモリアルハイツですが、19戸、教職員住宅で30戸、職員住宅で25戸であります。合計で321戸予定をしておりますが、その総額が約450万というふうに考えております。設置には、ご存じのとおり1戸につき2カ所ないし3カ所が必要かなというふうに思いま

す。さらに助成制度もありまして、それらも考え合わせますと、財政の状況も踏まえながら3年計画で何とかやり遂げたいということでもあります。

それから、実態把握につきましては、消防署とも連携しながら実態把握に努めていきたいというふうに思います。

防火査察の状況については、消防支署長の方からお答えを申し上げたいと思います。

○議長（石神忠信君） 鳥田消防支署長。

○南宗谷消防組合中頓別支署長（鳥田 博君） 再質問にお答えいたします。

防火査察につきましては、7月から9月まで、今査察を行っておりまして、全戸数422軒を行っております。その中で気がついた点といいますと、そのうち在宅のところを確認しましたところ、住宅用の火災警報器を設置している方は23軒、それでパーセンテージで10.1%が今の現状では住宅の火災警報器を設置しているということでございます。

それと、普及の仕方の確認ですけれども、それにつきましては基本的には査察を重点的に行っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（石神忠信君） 宮崎さん。

○9番（宮崎安史君） 1点目については、わかりました。

次、2点目、高規格救急車の運用について。本年度救急車が更新され高規格車となることは、町民にとって大変心強いことですが、現行の救急救命士の配置体制では不十分と考えます。高規格車のメリットを十分引き出すために将来救急救命士を何名体制とするのか、また同車の運用時期はいつごろになるのか、お伺いをいたします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 高規格救急車の運用について、消防支署長に答弁をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 鳥田消防支署長。

○南宗谷消防組合中頓別支署長（鳥田 博君） お答えいたします。

中頓別支署の勤務体制では、最低4名の救急救命士が必要と考えます。できるだけ早い時期に4名体制をしきまして、将来は全員に救急救命士の資格を取得してもらいたいと考えております。

また、高規格救急自動車及び資機材の納車時期が1月20日になっておりますので、それから新たにふえる資機材の取り扱い、現場における医師からの指示に対応するための訓練が最低でも1カ月は必要と考えていることから、それらの期間を考え合わせますと3月1日から運用が可能と考えております。

以上です。

○議長（石神忠信君） 宮崎さん。

○9番（宮崎安史君） 再質問させていただきます。

今救急救命士は2名ですよね。最低4名が必要だということですので、そういう中で早い時期に4名体制をしくということですが、4名体制をしく内容ですか、要するに

ことしだれか行くのかとか、来年だれか取りに行くのか、その辺ちょっとお伺いをしたいと思います。

それと、将来は全員に救急救命士の資格をとということですが、そうになっていただきたいのですけれども、ただ現状ではちょっと無理があるのかなというぐあいに思います。そこで、今度新しく職員を採用する新採用時には救急救命士の資格というのが採用の必要条件になっていくのかなと思うのですけれども、その点についてもお伺いをしたいと思います。

それと、現在使用の救急車あるわけですが、年数もたつてあれですが、その車はどういうぐあいにするのか、廃車にするのか。私としては、救急車でなくてもいいのですけれども、消防の多目的な車として残していくような、そんな考えはあるのかなのか、その点もお伺いしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 鳥田消防支署長。

○南宗谷消防組合中頓別支署長（鳥田 博君） 現在2名の救急救命士がおりまして、あと2名の養成なのですが、来年、平成19年の後半に1名、それから20年に1名という形で今学校の方に要望、希望を出しております。

それと、新しい職員につきましてはという話なのですが、それにつきましてはこれからは救急救命士の資格は当然それは条件なのではないかという気はいたします。

それと、今の現行の救急自動車なのですが、それにつきましては廃車を考えております。

以上です。

○議長（石神忠信君） 宮崎さん。

○9番（宮崎安史君） わかりました。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（石神忠信君） これにて宮崎さんの一般質問は終了いたしました。

引き続き、受け付け番号2番、議席番号7番、石井さん。

○7番（石井雄一君） 私は、1点についてお伺いしたいと思います。

町立病院の収支状況などについてということでお伺いしたいと思います。今年度、国の医療制度改革により、町立病院の経営収支が昨年度に比べかなり悪いというお話をお伺いしておりますけれども、どんな状況になっているのか、また収支状況改善のためどのような対策を考えているのか、お伺いしたいと思います。

それから、2点目、本町を初め近隣町村の病院経営も大変な状況と伺っています。先日新聞報道、8月29日の道新では道が来年夏までに道内の過疎地の病院を集約再編する案を作成することをございましたけれども、このことに関し、町長はどのような所見をお持ちですか、お伺いしたいと思います。

2点について。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 石井議員さんの町立病院の収支状況などについての質問につきまして、1点目は事務長、2点目は私から答弁をいたします。

○議長（石神忠信君） 高井国保病院事務長。

○国保病院事務長（高井秀一君） 1点目についてお答え申し上げます。

平成18年度の経営状況につきましては、実績で把握している8月末現在を17年度と比較すると、収益的収支の支出につきましては総額2億3,243万7,000円で3,074万4,000円の増となっており、収入につきましては総額1億6,438万6,000円で1,360万円の減となっております。この結果、欠損金、いわゆる赤字額が6,805万1,000円で4,434万4,000円の増となっており、最終的には17年度の不採算運営費7,821万5,000円に対して約4,200万円増の1億2,000万円を見込んでいるところであります。収支状況改善の対策につきましては、7月に院内経営会議を発足し、支出の削減と収入の増を図るため、人事を含めた検討を行ってきております。支出の削減については、経費の徹底した見直しを行うとともに、医薬分業に伴う職員数削減、退職者の欠員不補充、正職員から臨時職員への転換などであります。収入の増を図るためには、基本は院内のサービス向上委員会が中心となって活動を推進している患者サービスの向上を図り、患者様に選ばれる病院になることにより達成される患者数の増による経営改善であります。そのほか、支出も伴いますが、診療報酬上最も低い入院基本料のランクを上げるため、最低2名の正看護師の採用を目指し、看護師養成費用の助成金改正を前提に募集活動を開始しているほか、10月から開始する神経内科の出張診療により町内外の新規の患者獲得を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 2点目について私からお答えをいたします。

北海道は、赤字経営となっている道内過疎地の自治体病院を地域ごとに総合的な医療を担う中核病院と初期医療を行う診療所などに再編する集約化構想の策定に着手し、来年夏までにモデル案を策定する方向にあります。現在はどのようなモデル案になるかわかりませんが、過疎地の病院が診療所になることにより、財政面の効果は上がると思いますけれども、一方入院施設がないということでは高齢者が多く特養、養護老人ホームや知的障害者施設のある本町では町民の理解は得られにくいのではないかという考え方を持っております。今現在北海道の出方を見きわめながら判断をしていくことになろうかなと思います。

○議長（石神忠信君） 石井さん。

○7番（石井雄一君） 再質問をしたいと思います。

まず、1点目なのですが、自分は医療制度改正によって収支が悪化したなというふうに思っているのですが、やはり病院もそう思っているのか。どう改正されてこうなったという、もし改正内容で悪化したということであれば、そのことをちょっとお話ししていただきたいのと、それ以外にも要因があるのかどうなのか。そして、正看護師を

2名ふやして、入院基本料の引き上げをしたいということでございますので、これもたしか改正内容と関係があるのかなというふうに思うのですけれども、この2名をふやす根拠についても伺いたい。

さらに、もう一点、患者サービス向上委員会というのが院内にあるということなのですが、これは具体的にどういったことをやってこれから患者をふやしていきたいというふうに思っているのか、その辺について伺いたいと思います。それは、そういうことでお願いしたいと思います。

2点目、このことにつきましては、町長、たしか下川の講演のときに、最後にこれからの自治体病院のあれがそれぞれの町村で一番問題になってくるよというふうな言い方をしたなというふうに思ったのですけれども、案の定やっぱりそういったことになってきたかなというふうに思うのです。それで、この中でも町長が言われているように、中頓が今置かれている現状であれば、来年夏に道からどういう案が示されるかわからないのですけれども、どういう案が示されてもなかなか簡単に受け入れにくいのかなというふうに思うのです。そういった中で、中頓としては今ある病院の体制の中で今後どのようにしていったら一番いいかという、そういったことをどのように考えているか、その辺をお伺いしたいというふうに思います。

以上。

○議長（石神忠信君） 高井国保病院事務長。

○国保病院事務長（高井秀一君） 4月の診療報酬の改正内容につきまして、大まかに説明申し上げます。入院基本料が大幅に改正をされまして、当院のような小規模の病院について診療報酬が下がったというのは、病棟看護師の夜勤時間数、1カ月72時間以内、正看護師の比率40%以上というのが診療報酬が上がる、または従来と変わらないというふうな内容でございますけれども、当院の場合1カ月の病棟看護師の夜勤時間数が72時間を上回って96時間というような実態となっております。そのほか、正看護師の比率ですけれども、病棟に勤務しております看護師が現在1名しかおりませんので、40%に満たないということで、約30%の入院基本料が削減されたという内容でございます。減の要因につきましては、主にそのような内容となっております。

それから、サービス向上委員会の活動の内容でございますけれども、昨年度実施いたしました患者様のアンケートによりまして、そのアンケートに対する不備、不満とかあるようなことにつきましては院内で改善を図っていくというようなこと、それが主な内容でありまして、それは患者様にもアンケート結果としてお伝えをしているところであります。

以上でございます。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 2点目の再質問にお答えをいたしますけれども、中頓の病院だけでなく僻地の病院については病院経営、都市部も含めてそうかもしれませんけれども、収支を均衡にするということは大変難しい状況でないかなと思います。そういう中で、一番

収支の均衡を保てる病院というか、医療機関というのはやはり無床の診療所、私はそう思いますけれども、先ほど申し上げたとおりそのような医療体制にしたときに住民の人たちが本当に中頓別町で住んでいれるのかどうなのか、こういうこともあろうかなと思います。そういう中では、今やれることは、やはり診療報酬の改正を国の方をお願いをする方法、また病院内での管理費の削減を最大限図っていく、これも部署部署によって大分分かれるところでありましてけれども、患者様に直接関係するところよりも、管理部門だとか、または直接患者さんに接しない部分での経費の削減を図っていくと、こういうような方法論があろうかなと思います。そういう意味では、エックス線の技師がことしいっぱいで定年でありますから、来年はその職員について臨時に対応してもらう方法を今考えておりますし、また今事務職員を1名減にするという考え方を病院とも協議をしております。そういう中で削減を図っていくと、収支を少しでも改善をする、よくすると、こういうようなことを考えていかなければならないだろうと思います。ただ、そういう面でも限界があります。それで、将来、本当に近い将来どういう方向にしていけるのかということについては、院長等も含めて、私どもも知恵を出して、一つの例としては今夕張がやろうとしている公設民営化ということでどのぐらい経費の削減が図れるのか、または公設民営化をする場合に引き受け手があるのかどうなのか、そういうものを勉強してみる必要性はあるのかなと、こういうこと、今の時点ではそういう方向しかないのではないのかなと考えておりますけれども、今言ったようなことが実現できるかどうかについては大変難しい面もあろうかなと思いますので、答弁になるかどうかわかりませんが、最大限前段に言ったようなことで対応を進めていきたいと、このようなことでございます。

○議長（石神忠信君） 石井さん。

○7番（石井雄一君） 1点目については大体わかりましたけれども、今この中でこれからますます人を減らす考え方なのです、収支を改善するために。そうしたら、残業の方、96時間と言いましたよね、72時間以内におさめたいということなのですからけれども、これがますますふえていくのかなというふうに思うのと、この辺はどういうふうに今後考えていくのか、これからもやっぱり残業ふえざるを得ないということなのかどうなのか、その辺。それと、40%の正看率ということなのですが、これは2名を入れることによって達成できるということなのか、その点お伺いをしたいと思います。

そして、2点目、確かに町長言われるとおり大変難しいのだろうと思うのです。だからお金のことを考えるとやっぱり無床の診療所がいいのだろうと思いますし、自分たちの中頓の置かれている状況を考えてとそうはなかなかしにくい。であればどうしたらいいかということは、もっと広く町民というか、意向も聞いた方がいいなと私は思うのです。それで、それができるかどうかは別にしても、病院には運営委員会があると思うのですけれども、運営委員会等でこのことについてお話しされて今までできたのか、それとも今後これから運営委員会の方で取り組んでいくつもりなのか、その辺のところをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（石神忠信君） 高井国保病院事務長。

○国保病院事務長（高井秀一君） 勤務時間72時間につきましては、月の夜勤時間、1回につき16時間ですから、月4、5回の夜勤というのが目安になります。当院の場合6回ということで96時間ということでございますので、残業ということではなくて勤務時間数ということでございます。それに付随しまして、先ほど申し上げましたように2名の正看護師を増員すれば、その96時間、超えている部分を2名によって補うことができるということで、最低2名を確保したいということでございます。

それと、正看比率40%の問題ですけれども、4月の改正時点では病棟看護師1名しかおりませんでしたけれども、7月に看護師長を採用したことによって正看護師が2名となっております。さらに2名を採用して4名になれば、40%をクリアできるということでございます。

以上でございます。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 病院の運営委員会の関係でありますけれども、このような大きな問題を病院の運営委員会に相談をして、運営委員の方々がそれに対してこうだ、ああだという回答を出せるのかどうなのか、私は大変難しい問題だと思っております。そういう意味で、それぞれの都市等も病院の健全化、経営の改善については物すごく経営コンサル等にもいろんなお願いをして出している状況でありまして、それでなおかつ赤字な状況でありますから、私はこういう部分については運営委員会の問題よりも、経営コンサルまたは税理士、会計士、そういうような人たち等にお願いをして調査をすると、こういうようなことも一つの考え方かなと思っておりますけれども、しかしながら私の知っている範囲では昔もそういうようなことを診断をしてもらったことがあります。これは、この地域で病院を本当に収支ともに保つということについては、人口規模、または病院の医者の給与、または看護師等も新陳代謝がありませんから、ずっと長い間勤務をしていくことによって人件費も高くなっていくと、そういうようなもろもろの諸条件が重なり合って収支を保てないと、こういうようなことがよく言われておりますから、そういう面では私どもも町民の皆さん方にどういう方法論がいいのか、こういうようなことをお聞きをすることだけでは済まない問題でないかなと思っております。特にこのまんまの状況が続けば、先ほど事務長が言いましたとおりことしの不採算病院の運営費だけで1億2,000万です。それにルール分を合わせると1億五、六千万は超えると、こういうのを毎年毎年支出をしていくと一般会計がつぶれてしまう、そういうことも考えていかなければならないと思っております。それはそれとしましても、今の状況を少しでもこれから改善をしていくということを私どもの使命としてやっていかなければならないだろうと思っております。そういう意味で、将来的に中頓の病院をどうしていくのか、こういうようなことにつきましてはいろんな人たちに集まっていただいて本当に議論をする、そういうことも必要かなと思っておりますし、いろんな面で今後どういう方向でこの病院を運営をしていったらいいのかということについては、これか

ら十分内部でも協議しながら、どういう組織体をつくってこれに臨んでいけばいいのか、改めて今後大きな課題として検討していかないとならないだろうと、このように考えています。

○7番（石井雄一君） これで私の一般質問を終わります。

○議長（石神忠信君） これで石井さんの一般質問は終了いたしました。

引き続き、受け付け番号3番、議席番号5番、本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 大きく2点について質問をいたします。

一つ目ですけれども、障害者自立支援法に伴う施設整備及び事業等の状況について。障害者自立支援法がことし4月に施行されました。本町には天北厚生園があり、町内外の多くの利用者が生活の場としていますが、自立支援法により施設に残れなくなる可能性が生じたり、大幅な自己負担増で障害者もその家族も大きな不安を抱えています。そこで、障害者福祉の今後について伺います。

1、法人化が検討されている天北厚生園、検討されているとこの時点では書いておりませんが、先日の町の広報でも民営化決定が伝えられました。また、本日の町長の行政報告にもありました。天北厚生園の施設の移転改築、今後必要になるグループホーム等については財源確保が大きな問題であり、町が整備に関し責任を負うべきと考えます。平成18年度末までに策定しなければならない障害福祉計画の中で、町としての方針を明らかにしておくべきではありませんか。

二つ、道では地域活動センター等を各市町村に最低1カ所設置し、障害者の方が必ず通える場所を用意するとしていますが、同センター等の開設予定はありますか。

三つ、今後の障害者福祉サービスの基盤整備量の目標となる障害福祉計画は、障害者の実態とニーズに見合った計画とすることが重要だと思いますが、現在の策定状況を伺います。また、地域福祉計画の必要性についてどのように考えておられますか。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 本多議員さんの障害者自立支援法に伴う施設整備及び事業等の状況について、保健福祉課長に答弁をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） 1点目ですが、天北厚生園の移転に伴う施設整備やグループホーム等の新たな整備につきましては、本町の障害福祉計画の中にその方針を盛り込むこととしております。

2点目につきましては、障害者自立支援法において市町村が実施する事業の一つに地域活動センターが挙げられておりますが、設置につきましては設置基準等があることから、実態調査も含め検討してまいります。

3点目につきましては、障害福祉計画についてはようやく国及び道より策定に関する基本指針が示されたところであります。今後実態調査を実施しながら、関係職員による作業部会の設置とそれぞれの分野の関係者による障害福祉計画策定委員会を設置し、計画づく

りを進めていく予定であります。なお、地域福祉計画につきましては、社会福祉法第107条の規定に基づく市町村福祉計画として位置づけられておりますが、本町におきましては中頓別町総合計画がこれにかわる計画と押さえております。

以上です。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 再質問をさせていただきます。4点について伺います。

まず、一つ目は、障害福祉計画に盛り込まれる方針の中身について、時期的なことと財源の見通しについて伺います。6月に示された天北厚生園の運営方針及び中長期計画によりますと、平成18年に用地候補地の選定、19年にはグループホームの開設、福祉の店の市街地移転となっております。用地選定から始まるとすれば新築ということだと思えますが、財源の見通しについて伺います。また、施設の移転改修計画は平成24年度以降の計画実施となっておりますが、施設整備に関する懇話会の目標年次、平成21、平成22年よりかなりおくれるわけです。利用者、家族への説明は、行われましたか。町の財政も厳しいことから、財源については慎重を期さなければならないと思えますが、新築か既存の施設の利用となるのか、いずれにしましても財源の見通しについて伺います。

二つ目、地域活動支援センターですが、自立支援法のもと在宅生活を余儀なくされた場合、障害者が行き場、居場所に困ることのないよう、これは必要ではないかと考えます。設置基準は、かなり難しい条件が伴うのでしょうか。

三つ目、障害福祉計画の作成に当たっての実態調査は、どのような範囲、内容で行いますか、もう既に行われたのかもしれませんけれども。また、地域活動支援センターの設置についても実態調査も含めて検討ということですが、この二つは同じ調査なのでしょう。

四つ目、地域福祉計画ですけれども、総合計画がこれにかわるものとは思われません。総合計画の中の基本理念と政策の柱をより具体化した計画をつくる必要はないかということです。

○議長（石神忠信君） 再質問が多岐にわたっておりますので、もし答弁漏れがありましたら、また確認しながら進めたいと思います。

千葉天北厚生園長。

○天北厚生園長（千葉辰雄君） まず、1点目についてお答えをいたします。

確かに法人の方とも協議してまいりました中長期計画の中では、18年あるいは19年にグループホームを建設していきたいということを検討しております。しかしながら、今年度になりまして、この障害者自立支援法の施行に伴って23年度末までの新たな自立支援法に関する計画アンケートというものが提出を求められております。この中でさらに詰めまして、これらの計画の変更も含めて現在検討しているというところであります。なお、財源等については、今これらを検討した結果、さらに財源等についても今後どのようにしていくのか深く検討していきたいというふうに考えております。また、施設の移転改築でありますけれども、確かに懇話会の中では平成21年、22年にすることが望ましい

というふうな表現で出されております。私たちもこの21年、22年にできるのかどうかも含めて、目標年次をさらに検討しながら、この中でさらに検討を深めていきたいというふうに考えています。また、利用者の家族につきましては、ご家族の方には再三にわたりましてこれら一連の障害者自立支援法に関すること、あるいは負担増がこの程度になりますよということを、以前からもお話ししたかと思いますが、年1回地区別懇談会を行っております。こういう中でも今までも説明を過去にも行ってきておりますし、また将来的な障害者自立支援法の計画についての説明も行ってきております。またさらに、今月の29日に父兄会の役員会を開催することになっております。この中で、さらに今までの一連の計画、先ほども申し上げましたアンケートについても説明をし、さらにその後懇談会等で説明をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） 2番目の地域活動支援センターの関係についてご説明いたします。まず、基準につきましては、国で示されている基準は3種類ございまして、それぞれ利用規模あるいは配置職員数、それから設置しなければならない事項等が定められておりまして、これらの基準を満たさなければ補助の対象にならないという状況でございます。このセンターにつきましては、道の指針の中では各町村に設置しなければならないというふうに定められておりますが、今後どういう形をとることができるのか、道あるいは国等ともいろいろな情報を聞きながら検討していくというような形になるかと思っております。実際今現在も道からのいろんな情報が二転三転しているような状況でございまして、その辺の状況も確認をしながら、中頓別町としてどういう方法がとれるのか検討していくという形になるかと思っております。

3番目の実態調査につきましては、現在作業部会を今後設置する予定をしております。その中で実態調査の内容を協議をし、実態調査をしていくという形をとりたいというふうに考えております。調査対象につきましては、施設入所者を除く身体、知的、精神の障害者に対して実態調査をしていくという考えでおります。

4点目ですが、地域社会福祉計画につきましては、先ほども答弁いたしましたとおり107条の規定に基づいて市町村福祉計画として位置づけられております。この計画につきましては、市町村において地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための指針であるということであつてございまして、総合計画が地域福祉に対する総合的な指針をうたっているというふうに考えております。その中で各個別の計画が今現在作成されておりますので、詳細な計画についてはそれらの計画が網羅されているというふうに考えております。

以上です。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 今の答弁の中でちょっと答弁漏れがあつたかと思っておりますので、それについて。これは再質問ですけれども、施設の移転改修、それに当たりまして、新築

とするのか既存の施設の利用となるのか、財源も含めてその見通しということで伺ったのですけれども、新築か既存の施設を利用するのか、そのあたりの考えをお聞かせいただきましたかと思っておりますけれども。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 天北厚生園の施設の移転改築につきましては、まだ新築または既存の施設等々についての判断をできるような状況ではありませんので、今のところどっちを選択するのかということにつきましては、お答えはなかなか難しいのかなと思います。ただ、今言えることは、新築をするとしたら大きな財源が必要でありますから、それに耐えられるような町の財政状況なのかどうなのかと、こういうことも含めて今後既存になるのか、または新築になるのかという判断をしまいたいと、こういうことでご理解をいただければなと思います。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○5番（本多夕紀江君） それでは、再々質問をさせていただきます。

施設の整備について、自立支援法が今始まったばかりの段階で先の見通しを立てることが本当に難しい状況にあると思います。しかしながら、施設の改修とか整備は、利用者及び家族の方々の長い間の念願であること、またグループホームも必要不可欠のものであること等を考え合わせますと、法律や基準が変わったため、この先そういう今の計画が実現できなくなるという事態があってはならないと思います。天北厚生園の法人化に当たっては、それら施設の整備等も含めて宗谷支庁との協議も行われていると思いますが、その中で指導や指摘を受けていることはないのでしょうか。

二つ目ですけれども、実態調査の対象となる範囲、3種の障害者に対してということですけれども、これは障害者手帳を交付されている方または療育手帳を交付されている方というふうなことになるわけでしょうか。もしそうだとしましたら、およその人数、もしわかりましたらお知らせいただきたいと思っております。

三つ目の地域福祉計画についてですけれども、福祉の問題はだれもがいつかは向き合うことになるもので、さまざまなサービスが満たされていることが一番望ましいわけですけれども、高齢化の進展、財政難、いろいろな新しい課題の出現で複雑多様化しています。公共サービスのみでは、生活ニーズの解決は大変難しいと思います。住民自身が計画の策定に主体的に参加し、自分たちの生活ニーズを明らかにして、その解決方法を自分たち自身も検討することによって住民による福祉活動の推進も可能になってくると思うのです。福祉の分野でこそ、児童福祉、障害福祉、高齢者福祉、これらを含めてですけれども、行政と住民との協働、連携が今最も必要で、また可能な分野ではないかと思うのです。道の方でも市町村が策定に取り組むことを強く期待しているようですので、ぜひ検討をしていただきたいと思っております。

以上、再々質問です。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 施設の整備の関係について、私の方からお答えをいたします。

まず、基本的には天北厚生園の本体の施設の移転改築の問題もありますけれども、今当面私どもがやらなければならないことは障害福祉計画をつくり上げていく、そしてその障害福祉計画の中でどのように今の天北厚生園90人の入所の人たちに対して対応していくかと。一つは、グループホームまたはケアハウス、こういうものに移行していく利用者が何名ぐらいいるのかと、こういうようなことを実態把握をする必要があるのだらうと思います。そういう中で今私どもが考えていることは、まず今の90人の定員の人たちがグループホームなりケアハウスなりに入所したとしても、中頓別で90人の人たちを受けていこうと、これを最大限の目標にして今障害福祉計画を策定をしている最中でありまして、まだまだ煮詰まっておりますけれども、来月の中ぐらいまでにつきましては今ある天北厚生園の利用者の人たちについて施設本体にどのぐらい5年後までに残ってもらうのかと、その間に何人ぐらいグループホームなりケアハウスに入ってもらえるのかと、こういうようなことを区分けをして、まずこの計画をつくり上げていくと、こういうようなことが今最優先に行わなければならない状況になっているのかなと思います。しかしながら、先ほど申し上げましたとおり財源的に本当にそれに対応できるのかどうなのか、こういうことも含めて、このグループホーム、ケアハウスなりが新築でいけるのか、または既存のいろんな施設を活用していく方法論がとれるのか、こういうようなことを計画をつくった後で私どもができるだけ法人に迷惑をかけないような形で対応をしていくと、こういうようなことを検討していかなければならないだらうと思います。そういう意味では、大変財政的に厳しいですけれども、できるだけ法人に迷惑をかけないという考え方を持って対応してまいりたい、ということでご理解をいただければなと思います。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） 実態調査の件につきましてですが、実態調査につきましては療育手帳あるいは障害者手帳の交付を受けている方々を中心に調査をする予定であります。人数につきましては、手元に資料をちょっと持ってきておりませんが、約120名程度該当者がいるというふうに考えております。

それと、地域福祉計画につきましてですが、先ほどもお話ししたとおり、総合計画のもとにそれぞれの個別の計画が今現在老人福祉計画あるいは介護保険事業計画、それから次世代育成支援事業行動計画、それから今回障害福祉計画の作成をされるわけですから、福祉全般に関する個別の計画についてはこれらの計画の中に十分盛り込んで対応できるというふうに考えております。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 答弁は要りませんが、一つ意見を言いたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○議長（石神忠信君） どうぞ。

○5番（本多夕紀江君） 地域活動支援センターの件ですけれども、設置に関する条件と

ということで、利用規模、配置職員数というようなお話がありましたけれども、今現在少数ですけれども、そういうものを必要としておられる方がいらっしゃることを考え合わせますと早急に検討してみなければならない課題かと思えます。道の方で示している基準、道というか国の方でもとは示していると思えますけれども、いろんな型のうちで5型のAですか、一番利用規模の小さい施設、支援センターの設置基準というのは、利用規模五、六人程度、配置職員数にも特に基準はなく、正職員を置かなくてはならないということもなく、また法人格も必要ないということですから、小規模な自治体でも割と設置しやすいのかなと考えますけれども、検討をぜひお願いしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 本多さん、2問目に入る前に、時間がちょうど休憩時間になりましたので、議場の時計で11時まで休憩したいと思いますので、ご協力をよろしく願いいたします。

それでは、11時まで暫時休憩にいたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り一般質問を続けます。

本多さんの2問目から入りたいと思います。

本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 引き続き、二つ目の質問をさせていただきます。

市町村合併問題についてですけれども、一つ目、道が本年6月に道内市町村の数を現行の180から59に再編する合併構想を発表したことにより、合併問題はまた新たな段階に入ったと思います。合併の組み合わせ基準として、人口3万人以上、役場間距離が車で80分以内が示され、また中頓別町は浜頓別町、枝幸町との組み合わせでした。このような推進構想をどう思われますか。

二つ目、道の合併推進構想では合併新法下での市町村合併をさらに強力で推し進めたいとの姿勢がはっきりあらわれています。中頓別町として新法の期限内に再び合併を検討することは考えていますか。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 市町村合併問題について、助役から答弁をいたします。

○議長（石神忠信君） 矢部助役。

○助役（矢部守世君） それでは、私の方からお答え申し上げます。

1点目であります。町村合併推進構想や組み合わせが市町村や住民が地域における自治のあり方について自主的、主体的な検討や協議を行う際の出発点として活用されることを期待するとの道の考え方は、否定的にはとらえておりませんし、3町の組み合わせについては仮に将来合併を選択肢とする場合には常識的、合理的であると考えております。

2点目、広域連携も模索しながら、当面は単独での町政運営をしていく中で、構想で示された組み合わせも含めて検討は必要であるというふうに考えております。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 再質問をさせていただきます。

この答弁には少々驚いたわけです。一方的でほとんど強制的に、強制に近いようなこの合併構想を否定的にとらえていないとか、3町の組み合わせを常識的、合理的と考えているとかです。確かに道庁にとってはこの構想は合理的かもしれませんが、中頓別にこれからも住み続けたいと考える者にとってはいかがなものかなと思うわけです。3町の組み合わせは、旧特例法下で解散となった任意協議会と同じ組み合わせです。合理的でないからこそ合併に至らなかったのではないのでしょうか。国ですら人口1万人以上を目安にしているのに、道の組み合わせ基準は3万人です。さらに、役場間距離80分以内まで出されました。車で80分は、公共交通機関が整備されていない地域にとって大変な距離です。車を持たない人にとっては、役場がますます遠くなるばかりです。

そこで、2点について伺います。広域連携も模索しながらということですが、どこどこの部分で連携するというような話は今の段階であるのでしょうか。また、どのような部分でほかの自治体との連携が可能と考えていらっしゃるのでしょうか。

二つ目ですけれども、広域連携も模索する、当面単独で町政運営をしていく、合併の検討は必要ということだと、目指す自治の姿形が余りにもはっきりしないのではないかと思います。道の合併構想が示された時点で方針が変わったのでしょうか。自主自立の精神が一步後退したようにも思われます。中長期行財政運営計画の中頓別町の将来像として自主自立の精神を高く掲げ、小さくともきらりと光る自治を目指していきますとあります。私は、これを貫くべきではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（石神忠信君） 矢部助役。

○助役（矢部守世君） 再質問にお答え申し上げます。

道の構想の性格として、ご承知のことと思えますけれども、構想そのものは道から道民への情報提供ということでありまして、構想は新たな議論の出発点、あるいは自主的な取り組みは今後も尊重するということで、強制的な押しつけではありません。構想はあくまでも構想として、一つの目安として示されたものだというふうに位置づけております。そういったことを踏まえますと、広域連携のお話もございました。それについては、宗谷管内あるいは留萌管内の北部の一部の町村も含めて広域連携のあり方等について検討協議会が設立されておりまして、現在検討、協議がされているところであります。ちなみに、こういった業務において広域連携が可能かどうかというテーマでありますけれども、ごみですとかし尿ですとか消防ですとか、あるいは介護認定、給食センター、火葬場、医療等々で、あらゆる課題について模索をしながら検討しているところであります。そういったことで、後段で述べられておりますけれども、町の目指す方向性というものについては、ご承知のとおり平成18年3月に中頓別町中長期行財政運営計画策定委員会から示された基

本理念、目指す方向、さらにそれらの報告を受けて、町として同年4月に策定いたしました中頓別の中長期行財政運営計画の中で将来像として、本多議員もおっしゃられておりました小さくてもきらりと光る一流の、中頓別づくりと、あるいは夢と希望を持って自主自立のまちづくりを進めていくという、この理念についてはいささかも変わっていないと。ただし、この構想に基づく合併という問題については避けて通れないだろうということで、今後においても選択肢の一つとして検討していかざるを得ないだろうということでありまして、あくまでも自主自立というのは理念として掲げながら、合併という選択肢も検討していくということでご理解がいただければというふうに思います。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 再々質問をさせていただきます。

そうしますと、合併についての検討は必要と言いながらも、合併については前向きではないのかなというふうにも思います。しかし、検討を始める、また選択肢の一つとして検討していかなくてはならない、避けて通れない問題としているのであれば、それが合併の方向へ進むかもしれないということで、合併がどのような結果をもたらすのか疑問に思っている点がありますので、もし合併するとしたならば次のような点についてどのように考えていらっしゃるのか伺いたいと思います。

5点ほどありますけれども、財政の厳しい自治体同士の合併はさらに財政を悪化させるのではないかと、こんなふうに思いますけれども、将来もし合併というような道を選択するとしたら、この点についてはどう考えられますか。同じように、二つ目ですけれども、合併して周辺部となった地域は寂れてしまうのではないかと、これが心配な点です。中頓別町は、どこで合併をするにしても周辺部となるのではないかと思うからです。三つ目ですけれども、高齢化が進みつつあります。どこの町村でもそうだと思いますけれども、行動半径の狭い高齢者にとっては広大な面積、広大な自治体は大変移動に困るのではないかと思うわけです。子供を育てるについても同じことが言えると思いますけれども、これについていかがでしょうか。四つ目、道の方では市町村が住民の意向を踏まえて自主的に判断すべきものと言っています。先ほど助役もおっしゃったとおり強制ではないということだと思いますけれども、住民の意向については今どのように考えておられますか。五つ目ですけれども、合併するということはいい点もあるのかもしれませんが、一番大きいことは地域の自己決定権、つまり議会と、それから財政権をなくしてしまうことだと思いますけれども、失うものが余りにも大きく、取り返しがつかなくなるのではないかと考えています。この点についてお考えがありましたら聞かせていただきたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 私からお答えをいたします。

今5点ほどの内容について説明ありましたけれども、こういうものがどういう形になるのかということも検討する一つの材料になるのかなと思います。ですから、合併した場合に、今お話あったいろんな財政の問題からお年寄りから、それから子供の関係から、そう

いうものがどういう形になるのかということも含めて検討していかないと合併がいいか悪いかの判断はできないのではないのかなと思います。ただ、私どもが今考えているのは、一つの選択肢として検討はしないとならないだろうと。それが一歩進んで近隣町村と協議をするまでにいくのかどうなのかと、ここまでは今の段階では申し上げることができませんけれども、何回も申し上げますけれども、いろんな問題が合併によって起きる可能性もあるから、そういう部分がどうなるのかという検討をする必要性はあるだろうと、こういうことでございます。

○5番（本多夕紀江君） それでは、私の質問はこれで終わらせていただきます。

○議長（石神忠信君） これで本多さんの一般質問は終了しました。

引き続きまして、受け付け番号4番、議席番号4番、柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） 町内の学校施設等の利活用についてお伺いしたいと思います。

平成18年度末で敏音知小学校が閉校となりまして、また平成19年度末には中頓別農業高校も長い歴史に幕をおろします。そこで、今後これらの施設等をどのように利活用しようと考えているのか、次についてお伺いしたいと思います。

まず、敏音知小学校の施設利用について、どのように検討、協議されているのかお伺いしたいと思います。

続いて、中頓別農業高等学校施設等利活用推進協議会ができておりますが、同校の施設利用についてこの協議会においてどのように検討、協議されているのかお伺いしたいと思います。

続きまして、中頓別農業高校の利用の選択肢の一つとして天北厚生園の移転先としても検討対象とする必要があると考えますが、いかがでしょうか。

以上についてお伺いします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 柳澤議員さんの学校施設等の利活用について、小林参事に答弁をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 小林総務課参事。

○総務課参事（小林生吉君） 学校施設等の利活用につきまして3点、私の方からご答弁申し上げます。

まず、1点目、敏音知小学校の施設利用については、これまで教育委員会と協議をして、新たな自然体験型の生涯学習関連施設を設置するという担当課としての原案をまとめているところです。これは、敏音知というこれまで観光施設を集積してきた立地を踏まえ、町として主体的に活用すべきではないかという想定に立った案です。現在ある他の生涯学習施設と組み合わせて管理運営することで経費を最大限抑えることが前提であり、そういった方向性に向かって今後庁内の検討組織でさらに検討を進めていく予定であります。

2点目、農業高校の関係であります。同協議会は、9月1日に第3回協議会を開催し、これまで事務局で調査してきた内容を報告した上で、今後における中頓別農業高校施設の

利活用に関する基本方針を決定しました。この方針では、総合計画が掲げる一流の、中頓別づくりの理念を踏まえ、地域再生、都市と農山村の共生、チャレンジをキーワードに、地域づくり、地域経済、雇用創出、自立性、実現可能性、将来性という六つの視点から利活用の具体策を検討していくことになっています。また、実現に向けて、北海道関係部局などと連携した上で誘致活動、情報収集、情報発信などを進めていくというようなものになっております。現在大きな課題となっているのが農業高校施設をNPO法人や民間企業などが利用したい場合の取り扱いについてであります。今後も具体的な利活用の可能性を探っていくこととなりますが、できるだけ早い段階でこれらの問題の解決ができるよう努力をしていきたいというふうに考えております。

3点目、天北厚生園絡みの問題であります。平成19年度から法人化することになっている天北厚生園は、かねてから市街地への移転を課題としていることに加え、このたびの障害者自立支援に関する制度改革に伴い、新たな施設形態への移行が必要になっております。既に、事務レベルではありますけれども、その移転先、新たな施設形態への移行を含めて検討の対象となるかどうか協議をしているところであります。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） 今の答弁について再度お伺いしたいと思います。まず敏音知小学校の利用についてですが、生涯学習関連施設を設置して、現在ある他の生涯学習施設と組み合わせて管理運営するという答弁でありましたけれども、具体的なイメージとしてちょっとわからないのです。それで、おおよそ目指すものとして、具体的にどういうもの、あるいはどういう形を想定しているのかお伺いしたいというふうに思います。

それから、敏音知小学校については現在使われていないわけで、施設として長い間利用していかないということになれば施設的にもやっぱり老朽化が進むということが考えられますので、利用するのであれば一年でも早く利用されるのが望ましいと思います。そういう点において、生涯学習関連施設として一応使うという目標を持っておられるようですけども、それならば実際としていつごろからこういう関連施設を活用して使っていくというふうに、言えば設置をいつごろと思っているのか、その点についてお伺いしたい。

それから、2番目の高校の問題でありますけれども、さきに9月12日ですか、利活用推進協議会資料を私どももいただきまして、いろいろ見させていただいたのですが、いい話がありそうで、その話が消えてしまうというようなことが繰り返されているのかなというふうに思います。それで、この中で具体的に可能性がある、有力な可能性がある情報というものがあるのか、その点についてお伺いしたい。

それから、2点目は、八紘学園とのやりとりの中で、グリーンツーリズムの拠点ということで利用したいという団体は多くあると思うが、そもそも廃校後の施設の利活用を検討していること自体を知らないと思う。もっと広くPRすべきと考えるという、そういう指摘があります。それで、PRというのはどこまでやれば万全であるかということは一概に言えないので、ここまでやればいいということ。だから、それでPRがどうだったのか

ということとはともかくとしても、こういう指摘があれば即そういう団体等を洗い出して、こういう情報を少なくとも団体に呼びかけていくということは可能であるし、私はやるべきだったと思うのです。そういう点について、ではこういう団体に即座にこの情報を提供してきたのかどうか、その点についてお伺いしたい。

それから、現在大きな課題となっているNPO法人や民間企業等が利用した場合の取り扱いについて、こういうのが今問題になっているということですが、その問題となっている点は、ではどういうところがNPOや民間にあれししたときに問題となるのか、その点についてお伺いしたいというふうに思います。

それから、厚生園としての移転先としての利用について、先ほど本多さんも関連的な質問がありました。それで、状況に応じていつでもすぐ対応できるように、少なくとも検討を進めて十分議論を深めていただきたいというふうに思います。ただ、先ほどの障害福祉計画等をこれから来年3月までつくっていくことになるということですが、天北厚生園の移転先という問題が障害福祉計画をつくる上で障害にならないのか。移転先がどこになるかによってその計画が変わる可能性があるのかなというふうにちょっと私は思うので、そこら辺がはっきりしなくても障害福祉計画をつくることに対して何の影響もないのかどうか、あるいはしっかりその福祉計画にここまで盛り込むことが可能なのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 小林総務課参事。

○総務課参事（小林生吉君） 再質問についてお答えを申し上げたいと思います。

生涯学習関連施設というものをどういうふうにイメージしているかということでありませう。先ほども申し上げましたように、今の段階ではまだ担当課としての案ということですので、その辺を踏まえていただければと思いますけれども、これから環境基本計画をつくって環境のことにも取り組んでいこうというようなことがあります。あわせて、敏音知が観光という面でこれまで取り組んできたというようなことから、自然体験をできるような、例えば自然学校とかかというようなものであるとかかというようなことをイメージの一つとして持っているということでありませう。これは、もちろん町民がそこでさまざまな自然体験ができるということもあわせて、町外から、都市からも人を呼び込んでそういう体験を提供するというので、今ある観光施設などをさらに有効に活用していくというような波及効果も期待できるのではないかというような、そんなことを念頭に置きながら考えているものでありませう。あと、実施時期ということでありませうけれども、私どもとしてもできるだけ早い段階に起動できるようにということでありませうして、うまくいけば19年度からでも展開できるようなことを考えていければなというふうに思っております。

それと、2点目、農業高校に関してでありますけれども、可能性のある情報ということにつきましては現段階では大変厳しいというふうに言わざるを得ないかもしれませんが、一つを想定してマルかバツかということではなくて、いろんなことを複合的に組み合わせていくというようなことを考えていくべきではないかというような考え方も持っております。

す。小さな可能性を幾つも積み上げて、何か一つしっかりとした形になればというようなことを考えながら作業を進めているところであります。あと、八紘学園からのご指摘ということで申し上げますと、ホームページ等で提案の募集とかという形で出してはいますけれども、そのことが広く伝わっているかどうかということについては十分でないというふうに認識をしておりますし、さらにPRを進めていこうということでもあります。その辺につきましては積極的にやっていきたいというふうに考えておりますけれども、ただ後で申し上げます一つの問題がありまして、それらのある程度整理をつけていくことが一つの弾みになるのではないかとこのふうにも考えております。その問題となっている点というのは、道の農業高校の関連施設は道有財産というものでありまして、町の財産、施設であれば、今いろんな仕組みがあっような可能性に活用できるのですけれども、道が所有している財産ということであると、道が持っている財産の取り扱いに関するルールがあるということでありまして、端的に申し上げますと自治体であるとか、あるいは公益法人といったところであれば、自治体であれば無償譲渡あるいは無償貸与、公益法人であれば無償の貸与というような、あと貸与の場合でも減額というようなルールがあるのですけれども、それ以外になりますとそういうようなものは適用されないと、貸してもらえないにしても高額な利用料金を払わないと借りられないというような問題があるということでもあります。そのことをクリアしていくことがさらにこの問題を積極的にPRしていく上での弾みになっていくのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） 障害福祉計画に対する天北厚生園の計画の盛り込みの内容につきましてですが、特に天北厚生園としてどのような施設を何年度に計画をするかという部分を盛り込めば障害者計画の中ではよろしいかと思っておりますので、現在の施設が移転先ですとかどのような事業費だとかという、そういう内容については障害者計画の中では盛り込む必要はないかと思っております。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） それでは最後に、道有財産であるがゆえに公益法人、自治体ならば無償ということが考えられるけれども、民間だとそれなりの道の決まりに基づいてという話ですけれども、その点についてやっぱり一番大きな問題かなと。小林参事が言われるようにまずここを解決しないことにはということになるのかなというふうに思います。それで、道との話し合いでどういう方向性に今いっているのか、この点について。一回町が無償で借りて、それから民間に貸すなんていうことが方法として可能なのか、どの程度まで道と議論されているのか、その点についてお伺いできればと思っております。

○議長（石神忠信君） 小林総務課参事。

○総務課参事（小林生吉君） この問題につきましては、町長も道本庁、教育庁の施設課に出向きまして問い合わせをして、余り芳しくないご回答をいただいておりますので、宗谷

支庁の方にも出向きまして、この件についての解決ということで要請をしてきております。事務段階でも先週私も支庁の担当課、教育局の担当者と話をして、町としての現在持っている認識などもお話をし、解決に向かっての話し合いをしていきたいということで具体的に話を詰めようとしています。あわせて、もう一つ、道町村会を通じまして、町村長の政策研究会というのがございまして、その中に宗谷町村会としての課題としてこの問題も上げさせていただいておまして、今後ほかの市町村からもこういった道立高校の廃校問題などが出てくるだろうということもありますので、単独の町村ということではなくて、そういう町村と連携をとっていき、全道の問題としてとらえて道にも改善を求めていきたいということを考えているところであります。

以上です。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） どうもありがとうございます。ただ、道も閉校については極力協力するという口を出しておきながら、今となっては何を言っているのだという感じがします。町単独で頑張ってもおおよそ難しいと思うので、今答弁されたとおり全道的な盛り上がりとしてこの問題を取り上げていただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（石神忠信君） これで柳澤さんの一般質問は終了しました。

引き続きまして、受け付け番号5番、議席番号1番、星川さん。

○1番（星川三喜男君） 質問を1点のみさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

自立のためのまちづくりについてお伺いしたいと思います。野呂町長が2期目の町政を担当されて、本年度は最終年度に当たります。この間、先ほど来からも出されておりますように町村合併も破綻し、自立の道を余儀なくされた本町は、中長期行財政運営計画を策定し、諸般の行財政改革、職員給与の削減、指定管理者制度による施設の民間委託、それと天北厚生園の法人化、環境基本条例策定の取り組みなど、さまざまな一流の、中頓別づくりあるいは町長の持論であります住んでいてよかったと思えるまちづくりを行ってきたと私は思っております。しかし、自立に向けては、道筋はいまだ道半ばであると私も思っております。中頓別農業高校の、先ほど来柳澤さんも質問出されたように施設の利用問題、それから除雪センター、こども館の民営化、それから窓口業務の行政パートナー制度の導入など課題が多く残っております。来年度こそが自立に向けての正念場であり、一步を踏み出す年だと思っております。そこで、町長はどのような決意で予算編成に臨み、これからの自立のまちづくりを進めていくかをお伺いいたします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 星川議員さんの自立のためのまちづくりについてお答えをいたします。

私は、平成16年11月、第12回天北三町村合併協議会で諸般の理由から合併協議会

が解散したことを受けまして、当分の間は合併しないで単独で町政を運営していくことを表明をいたしました。しかし、当町は自主財源も少なく、国からの地方交付税に依存している財政構造の中で、年々地方交付税が削減され、大変厳しい財政運営を余儀なくされているのはご承知のとおりであります。このようなことから、単独で町政を担う場合は今まで以上に行財政改革を進めて行財政問題を克服することが宿命であると考え、町民主体により中長期行財政運営計画を策定をしていただきました。このことにより、本年度も第6期総合計画を基本にしながらか中長期行財政運営計画の推進に努めておりますけれども、来年度はご承知のとおり統一地方選挙の年でもありまして、予算編成は骨格予算となるものと思います。また、今星川議員さんから言われたいろんな政策的な予算については、新しいリーダーの下で編成されるものと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ます。

○議長（石神忠信君） 星川さん。

○1番（星川三喜男君） それでは、再質問させてもらいたいと思ます。

町長も言われたとおり今まで本当にいろんなこともやってこられたことは、私も認めるところでございます。ただいまの答弁の中に、予算は新しいリーダーのもとでとありました。来期の改選期の、野呂町長自身も含めてであろうと私は思いますが、このごろ道内各地の新聞報道を見ますと、隣町で言えば天塩、奈井江、それから斜里あたりでしたか、この3回定例会で各町村長が進退を明確にしております。私がこれを質問するのは、3期目も私は町長に残り部分をやってもらいたいという意味を含めてお尋ねするわけなのですが、前々から言われているように1期目は前町長の後始末といいますが、2期目は自分の柱を立てる、要するに橋で言えばたづくりといいますが、土台づくりです。そして、3期目と言えは本当の自分のやり遂げること、2期目で柱を立てたことを3期目で本当にやり遂げるといこと、要するに橋をかけて通らすといことを言われております。来期に向けてご自身の進退を明確にすることが首長としての町民に対する責務でないかなと私は思っておりますので、その点一つお伺いいたします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 私は、今来期立候補するとい考え方は持っておりません。任期の期間中、町民の負託にこたえるため一生懸命町政を担っていきたい、こういうような考え方を今持っておるところであります。私も2年ちょっと前に病気になりまして、大変体力的に弱っております。そういうことも含めて、今現在来期立候補を考えていないといことでご理解をいただければなと、このように思ます。

○議長（石神忠信君） 星川さん。

○1番（星川三喜男君） 今町長の再質問の答弁を聞きまして、これ以上質問するのはつらいなと。ただ、私が願いたいのは、何とか今の言葉を撤回して3期目に向けて挑戦したいのだとい強い強い信念でもう一回本当は言ってもらいたかったのですが、健康上の都合といことであれなのですが、来年の改選期、議員も2人削減されまして

8名という少数議員でやっていかなければならないという中で、町長もやめられるというような、今つらい気持ちでございます。今までやってこられたことは、私は本当に評価していますし、町長の気持ちがかたいのかなと思って、再々質問は避けます。

以上です。

○議長（石神忠信君） 以上で一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時41分

○議長（石神忠信君） 休憩前に戻り会議を続けます。

◎議案第1号

○議長（石神忠信君） 日程第11、議案第1号 中頓別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第1号 中頓別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） 議案第1号 中頓別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

この条例は、国民健康保険条例の改正に伴いまして、出産育児一時金が現行30万から5万円上がりまして35万に改正するものであります。

中頓別町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

中頓別町国民健康保険条例（昭和34年中頓別町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「30万円」を「35万円」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は平成18年10月1日から施行する。

（適用区分）

2 施行日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第1号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 中頓別町国民健康保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号

○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第12、議案第2号 中頓別町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野呂智雄君) 議案第2号 中頓別町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、保健福祉課参事に内容の説明をいたさせます。

○議長(石神忠信君) 竹内保健福祉課参事。

○保健福祉課参事(竹内義博君) 条例の改正説明の前に、申しわけありませんけれども、本文と新旧対照表の第3条第2号で、里親に委託され、またはの「また」が平仮名になっております。申しわけありませんけれども、漢字に置きかえていただきたいなと思います。

それでは、議案第2号 中頓別町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。
平成18年9月20日提出、中頓別町長、野呂智雄。

今回の条例改正は、障害者自立支援法の成立により平成18年10月から障害児施設に利用契約制度が導入されますが、虐待等利用契約になじまない場合については引き続き措置費程度の対象となるため、中頓別町乳幼児医療費の助成に関する条例を改正するものであります。

それでは、中頓別町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。

中頓別町乳幼児医療費助成に関する条例(昭和48年中頓別町条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改める。

第3条第2号を次のように改める。

(2) 児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置により、里親に委託され、又

は児童福祉施設に入所している乳幼児（知的障害児通園施設に通所している者を除く。）

第6条中「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改める。

附則、この条例は、平成18年10月1日から施行する。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本多さん。

○5番（本多夕紀江君） お尋ねします。

標準負担額というものが食事療養標準負担額というふうに変更されることによって患者の負担額がどのようになるのか、具体的な例を挙げて説明していただけるとありがたいと思います。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（竹内義博君） 食事療養標準負担額の具体的なことと申しますと、金額等に対して道の方から示されておりません。そういうことで、申しわけありませんけれども、これは健康保険法の改正ということでご了承のほどをお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 道の方から金額が示されていないということでは納得しましたけれども、標準負担額から食事療養標準負担額に変わることによって患者の負担がふえるということはあるわけでしょうか。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（竹内義博君） その件につきましても、ただ標準負担額という文言を食事療養標準負担額という文言に整理されたということではさうこちらの方でとらえておりませんでしたので、申しわけありません。

○議長（石神忠信君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時46分

再開 午前11時50分

○議長（石神忠信君） 休憩前に戻り会議を続けます。

奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） ご説明いたします。

標準負担額というのは、現行食事費用を指しているものでございまして、これが医療費の改正に伴いまして食事療養負担額という名称に改められたということでございます。したがって、名称が変わったということで、支給内容等については変わっておりません。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第2号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号 中頓別町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号

○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第13、議案第3号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野呂智雄君) 議案第3号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、保健福祉課参事に内容の説明をいたさせます。

○議長(石神忠信君) 竹内保健福祉課参事。

○保健福祉課参事(竹内義博君) 申しわけありません。先ほどの乳幼児医療費助成と同じように、本文と新旧対照表で「また」が平仮名になっておりますので、漢字に置きかえていただきたいと思えます。

議案第3号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

今回の条例改正につきましても、先ほどと同じように障害者自立支援法の成立により平成18年10月から障害児施設の利用契約制度が導入されますが、虐待等利用契約になじまない場合については引き続き措置費制度の対象となるため、重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例を改正するものであります。

それでは、本文を朗読させていただきます。

重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和53年中頓別町条例第42号)の一部を次のように改正する。

第2条第7項中「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改め、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項の次に次の1項を加える。

8 この条例において「生活療養標準負担額」とは、健康保険法第85条の2第2項に

規定する厚生労働大臣が定める額をいう。

第3条第2号を次のように改める。

(2) 児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置により、里親に委託され、又は児童福祉施設に入所している者（知的障害児通園施設に通所している者を除く。）。

第4条第1項中「標準負担額」を「食事療養標準負担額、生活療養標準負担額」に改める。

附則、この条例は、平成18年10月1日から施行する。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） 先ほどの質問から標準負担額が食事療養標準負担額になったというのは、これも同じなのかなと思います。ただ、今回の改正でこれに生活療養標準負担額という項目が追加されていますよね。この生活療養標準負担額というものはどういうものを指すのか、お聞きしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（竹内義博君） この生活療養負担額につきましては、第85条の2の第2項でうたわれている。ちょっと朗読させていただきますけれども、入院時生活療養費の額は、当該生活療養に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から平均的な家計における食費及び光熱水費の状況並びに病院及び診療所における生活療養に要する費用について、介護保険法第51条の2第2項第1号に規定する食費の基準費用額及び同項第2号に規定する居住費の基準費用額に相当する費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める額を控除した額、所得状況、病状の程度、療養の内容、その他の事情をしんしゃくして厚生労働省令で定めるについては別に定める額、これに対しては以下生活療養標準負担額というということで、を控除した額とするということであつております。

○議長（石神忠信君） 竹内参事をお願いいたしますけれども、その写し等を昼休み中に柳澤議員の方に提出お願いしたいと思います。よろしいですか。

○4番（柳澤雅宏君） 事細かくまでは私知らなくてもいいから、要約するとこういうことなのでいいですから、その文書をもらっても何を書いているか私多分わからないと思うので、ポイントは何なのだということさえわかれば、生活費なのか、療養費から何を引く残りなのか、そういう簡単なことでいいですから、悪いですが、昼休みまでそれを要約して教えてください。お願いします。

○議長（石神忠信君） 矢部助役。

○助役（矢部守世君） ただいまのご意見を踏まえて、できるだけ早い時期に、この会期中でありますけれども、今言われたような要約した数字的なものも含めて簡単に説明書をお配りしたいというふうに思います。

それでは、ここでちょうど昼のサイレンが鳴りましたので、1時まで昼食のため暫時休憩にいたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を続けます。
ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第3号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第14、議案第4号 中頓別町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第4号 中頓別町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、保健福祉課参事に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（竹内義博君） 議案第4号 中頓別町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。
平成18年9月20日提出。

今回の条例改正は、健康保険法の一部を改正する法律等の成立に伴い、老人医療給付特別対策事業、道老でございませけれども、に係る条例が定められたことにより、中頓別町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正するものでございます。

本文を朗読いたします。

中頓別町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

中頓別町老人医療費の助成に関する条例（昭和46年中頓別町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改める。

第7条第1項第2号中「100分の20」を「100分の30」に改める。

第8条中「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改める。

附則、この条例は、平成18年10月1日から施行する。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 第7条ですけれども、（2）です。これは、医療費の負担が100分の20から100分の30、2割負担の人が3割負担になるということだと思えます。これについてはこれで仕方がないのかなとは思いますが、算定した所得の額が規則で定める額以上である場合、まずこの算定した所得の額、定められた額が幾らなのかということは該当するかどうかという人にとっては大きな問題になると思えますので、この金額、人それぞれ控除の額によっては違ってくるかと思えますけれども、おおよそ年金収入が1カ月当たりどれくらいの場合、基本的な控除だけとした場合年金の収入がどれくらいが定める額に当たるのかお聞きしたいと思えますけれども。

○議長（石神忠信君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時05分

再開 午後 1時06分

○議長（石神忠信君） 休憩前に戻り会議を続けます。

竹内保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（竹内義博君） 今ちょっと資料を持ってきておりませんので、申しわけありませんけれども、後ほどまた今回のように調べてお示しいたします。よろしいですか、そういうことで。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 後でお知らせしていただいて結構です。

もう一つは、10月1日から施行するとなっておりますけれども、10月1日といいますともう間もなくです。該当する方については既にそのお知らせが行っているのでしょうか、それとも10月1日以降に病院、医療機関を受診した時点で、あなたはこれの金額を負担していただきますって、そこで初めてわかるのか、その点どうでしょうか。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（竹内義博君） 現在該当者といえますか、対象者が1名ということなものですから、それで口頭でお話をしているということでございます。

以上です。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第4号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号 中頓別町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第15、議案第5号 中頓別町立自動車学校運営に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第5号 中頓別町立自動車学校運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、自動車学校長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 浅野自動車学校長。

○自動車学校長（浅野 豊君） 議案第5号 中頓別町立自動車学校運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町立自動車学校運営に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。
平成18年9月20日。

今回の条例の改正でございますけれども、これは認定教育にかかわる部分でございます。認定教育は高齢者の免許更新時の講習で、これは2通りあるのですが、一つは更新する場合強制的に受けなければならない講習、それからこっちの認定講習の方はこれはあくまでも任意の講習でございます。この任意の講習の部分の料金を値上げしたいと、6,150円の高齢者講習、強制の講習は、3時間なのです。それで、今回8,000円にするのは、4時間の講習なのです。そういうことで、中身の充実を図りたいということなのです。

中頓別町立自動車学校運営に関する条例の一部を改正する条例。

中頓別町立自動車学校運営に関する条例（昭和51年中頓別町条例35号）の一部を次のように改正する。

第16条中「無料」を「4,000円」に、「6,150円」を「8,000円」に改

める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） 値上げに関する事で、中身はよくわかるのですけれども、ほかの自動車学校の状況というのはこの値上げと比較してどうなのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 浅野自動車学校長。

○自動車学校長（浅野 豊君） 今までうちの学校では無料というのもありましたけれども、他の自動車学校は無料というものは一切ありません。それから、認定教育の今値上げした8,000円ですけれども、大体8,000円以上です。最低ラインが大体8,000円くらいです。そういうような現状でございます。

○議長（石神忠信君） 山本さん。

○3番（山本得恵君） 今まで無料だったものを一気に4,000円の有料にするという、まずこの根拠、それを4,000円という根拠は何なのか。それと、70歳以上の受講者が6,150円が8,000円になったと、なぜ高齢者だけを対象にしたのか。若い人から取った方がいいのではないと思うのだけれども、年寄りばかり取らないで。その辺の理由をひとつ説明してください。

○議長（石神忠信君） 浅野自動車学校長。

○自動車学校長（浅野 豊君） まず、無料を4,000円にした根拠なのですけれども、6,150円の講習が3時間なのです。おおむね1時間当たり2,000円と考えております。したがって、この無料の講習というのは2時間なのです、中身が。そういうことで、これは4,000円と想定をさせていただきました。それから、6,150円の講習なのですけれども、更新を受けるときに必ず受けなければならない6,150円の講習は、今までどおりこれは生きております。今回値上げする分につきましては、あくまでもこれは任意の講習でございまして、受けたくない人は受けなくて結構という任意の講習の部分でございまして、ただし、この任意の講習を受けると、更新のときに強制の講習が免除されるという特典があります。そういうことで、あくまでも6,150円の強制的な講習は残っております。この8,000円の部分は、任意の講習だということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（石神忠信君） 山本さん。

○3番（山本得恵君） 無料が4,000円になって、任意に講習受けるのであれば、そうでなくても余り年寄りは行って講習受けないのに、また金を出していくということになればまだまだ行かなくなるのではないかとということが懸念されるのだけれども、その辺はどう考えていますか。

○議長（石神忠信君） 浅野自動車学校長。

○自動車学校長（浅野 豊君） 確におっしゃるとおりだと思います。それで、都会などでは、周辺人口の多いところでは多少この講習受講者はあるみたいですが。それから、8,000円の方の講習は、先ほど申しましたように更新のときに講習が免除されるという特典があるものですから、それともう一点は普通の強制の講習は誕生日の2カ月前から受講になっています。ところが、この任意の講習につきましては、更新を申請する日の6カ月前から有効ということになります。そういったことで、この8,000円の講習を受ける人は結構あるみたいです。

○議長（石神忠信君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第5号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号 中頓別町立自動車学校運営に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第16、議案第6号 中頓別町公衆浴場設置及び管理等に関する条例を廃止する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第6号 中頓別町公衆浴場設置及び管理等に関する条例を廃止する条例の制定について、保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） 議案第6号 中頓別町公衆浴場設置及び管理等に関する条例を廃止する条例の制定について。

中頓別町公衆浴場設置及び管理等に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

今回の条例改正につきましては、公衆浴場を8月末で営業を廃止したことに伴う設置条例等の廃止でございます。

なお、附則におきまして、重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部改正についても本附則でうたっております。

読み上げて説明にかえさせていただきます。

中頓別町公衆浴場設置及び管理等に関する条例を廃止する条例。

中頓別町公衆浴場設置及び管理等に関する条例（平成元年中頓別町条例第38号）は、廃止する。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部改正）

2 重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例（昭和39年中頓別町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第14号を次のように改める。

（14） 削除

第3条第1号及び第4条第1号中「、公衆浴場」を削る。

以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） 条例でこれを廃止することは、以前にもこの話ありましたのでわかりますけれども、廃止後、この用途について、用途というかその後どうこれを対応していくのか、何かに利用するのか、壊してしまうのか。その後どうする計画でいるのかお伺いしたいと思うのですけれども。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 今まで公衆浴場でしたから、保健福祉課の所管でありましたけれども、公衆浴場を廃止することによって今度は総務課の住民グループの所管にすることにしております。そういう中で、まず第1は庁舎内でこの公衆浴場を何かに利用することが可能なかどうか、この検討をさせたいと思っております。それがもしか利用することが皆無であれば、これはまた町民の方々にお売りをすると、そういうようなことも一つ考えていく必要性があるのかなと。まだまだ外観的には立派なものでありますし、機械設備等についてはもう寿命が近くなっておりますけれども、公衆浴場の前も舗装もなっておりますし、町の真ん中でありますから、できるだけ利用してみたいと思っておりますけれども、今お話ししたとおり庁内での利用が皆無であれば町民の方々に公募でお売りをすると、こういうような形も一つ考えていく必要性があるのかなと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（石神忠信君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第6号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号 中頓別町公衆浴場設置及び管理等に関する条例を廃止する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第17、議案第7号 平成18年度中頓別町一般会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第7号 平成18年度中頓別町一般会計補正予算につきましては、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 議案第7号 平成18年度中頓別町一般会計補正予算について説明をいたします。

説明に入る前に、議案の1ページ、裏刷りの2ページになりますが、その差しかえをお願いしておりますので、よろしく願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,389万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億8,652万5,000円とするものであります。

第2条は、債務負担行為の補正で、内容はピンネシリ温泉指定管理料の限度額を2,700万円から2,777万3,000円に変更するものであります。変更の理由は、本年度当初の指定管理料は900万円でありましたけれども、経営の引き継ぎ等もありまして、前支配人の4月分の報酬と棚卸しに伴う損失分が指定管理料に算定されていなかったことから、その分として77万3,000円を増額するものであります。

6ページ、事項別明細書から説明をいたします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、既定額に5万円を追加するもので、内容は13節委託料で計上していた町例規システム保守業務委託料88万2,000円を減額し、14節使用料及び賃借料に科目がえするほか、元町民から中頓別観光開発株式会社株券5万円が寄附をされておりましたので、24節投資及び出資金として処理するものであります。

13目一流の、中頓別づくり推進事業費は、一流の、中頓別づくり推進事業費補助金を既定額から23万8,000円減額します。これは、既に移住、定住促進対策費として予算計上していたものですが、道の地域政策補助金の関係から減額分を14目の政策推進費

に振りかえ、さらに14目政策推進費の旅費、需用費の減額分と合わせた額80万円を19節の負担金補助及び交付金に移住を進める実行委員会負担金として計上するものであります。なお、移住を進める実行委員会は、6月28日に設立をされておりまして、構成は町、観光協会、敏音知自治会、観光開発株式会社でありまして、代表者は石井雄一さんであります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、既定額に31万9,000円を追加するもので、内容は障害者自立支援法に基づく障害認定審査委員報酬、障害福祉計画策定委員報酬、障害認定審査会委員費用弁償、障害福祉計画策定委員費用弁償をそれぞれ計上するものであります。

2目老人福祉費は、既定額に42万2,000円の追加で、内容は社会福祉施設措置費支払い代行料を同額追加するものであります。

4目身体障害者福祉費では、既定額に380万8,000円の追加で、内容は障害者自立支援法施行に伴う事務説明会、研修、障害認定調査業務等の旅費として24万2,000円、障害福祉計画作成に係る消耗品等の経費として需用費7万円、医師意見書作成経費として役務費3万2,000円、23節償還金利子及び割引料では平成17年度施設訓練等支援費国庫負担金返還金、同じく道負担金返還金合わせて346万4,000円をそれぞれ計上するものであります。

2項児童福祉費、2目児童措置費では、既定額に131万7,000円の追加で、内容は児童手当125万円を追加するほか、児童手当国庫負担金17年度還付金として6万7,000円を計上するものであります。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費では、既定額に188万7,000円の追加で、内容は南宗谷衛生施設組合負担金で人事異動に伴う人件費増加分として18万7,000円、合併処理浄化槽設置整備事業補助金2基分162万円、合併処理浄化槽水洗便所改造等補助2基分8万円をそれぞれ追加するものであります。

4目墓地火葬場費では、火葬炉修理費として8万8,000円を追加するものであります。

5目病院費では、既定額に60万円追加するもので、内容は昨年度の指定寄附金を財源に24節投資及び出資金で医療機械器具購入費として追加するものであります。

9目公衆浴場費では、既定額から250万8,000円減額するもので、内容は8月末で営業を廃止した公衆浴場、黄金湯の運営に係る不用経費をそれぞれ減額するものであります。

6款農林水産業費、1項農業費、3目畜産業費は、既定額に274万7,000円追加するものであります。内容は、中頓別町循環農業支援センター運営に伴う町負担経費の計上で、11節需用費では稼働休止期間電気料、作業用車両車検整備代として合わせて140万8,000円、12節役務費では作業用車両自賠責保険料、車検申請料合わせて8万9,000円、13節委託料では自家用電気工作物保安管理業務委託料、設備機械定期点

検委託料合わせて97万2,000円、27節公課費では作業用車両重量税27万8,000円をそれぞれ追加するものであります。なお、これらの経費の財源は、農林業活性化基金を取り崩し、充当することとしております。

7款商工費、1項商工費、2目観光費では、既定額に138万7,000円追加するもので、内容はピンネシリ温泉運営に係る指定管理料として77万3,000円追加、国有林内温泉源及び導水はピンネシリ温泉運営に係る導水管線取水地土地借上料として1万4,000円を追加、ピンネシリ温泉用の冷凍冷蔵庫、製氷機購入経費として60万円を計上するものであります。

8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費では、378万円の追加で、内容はロータリー除雪車のトランスミッション修繕料を計上するものであります。

3目道路新設改良費は、事業費調整に伴う補正で、1条通り線実測線調査業務委託経費76万5,000円を減額し、同路線の道路敷地購入経費として同額を計上するものであります。

歳出合計、既定額に1,389万7,000円追加して、総額34億8,652万5,000円とするものであります。

次に、歳入であります。4ページ、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は、既定額に83万3,000円の追加で、内容は児童手当国庫負担金を同額追加するものであります。

2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金は、障害者自立支援法施行に伴う事務費補助金として24万7,000円を計上。

2目衛生費国庫補助金は、合併処理浄化槽設置整備事業交付金として23万8,000円を追加。

15款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金は、児童手当道負担金として20万8,000円を追加。

17款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金は、元町民から中頓別観光開発株式会社の1株5万円をいただきましたので、総務費寄附金として計上するものであります。

18款繰入金、1項基金繰入金、5目農林業活性化基金繰入金は、歳出の畜産業費で説明した中頓別町循環農業支援センター経費分として274万7,000円を充当するものであります。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は、既定額に932万5,000円追加するものであります。なお、この追加によりまして、前年度繰越金の留保は940万円余りとなります。

20款諸収入、4項雑入、1目雑入は、南宗谷衛生施設組合負担金過年度還付金として16万4,527円を計上。

2目過年度収入では、平成17年度児童手当国庫負担金精算分として新規に8万5,000円を計上するものです。

歳入合計、既定額に1,389万7,000円を追加して、総額を34億8,652万5,000円とし、歳入歳出のバランスをとっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか、質疑。

山本さん。

○3番（山本得恵君） 歳出の8ページ、6款農林水産業費、3目畜産業費、これは堆肥工場の経費ですか。というふうにとったのですけれども、あそこはどういう契約しているのですか、指定管理なのか、貸し付けなのか。この契約書というのがあるだろうと思うのですけれども、この内容をちょっと知りたい。

それと、これを見ますと、畜産業費って出てきましたので、私もあれっと思ったのですけれども、これはことしの春に工場から補助の要請があって、17年度の欠損額を補助しますよね、そのときに18年度も出てきた。ところが、18年度には待ったかかったから、その分ではないのですか、これは。その辺の説明をひとつお願いします。

○議長（石神忠信君） 柴田産業建設課長。

○産業建設課長（柴田 弘君） 1点目の施設につきましては、町有財産を無償で循環農業支援センターに貸し付けしております、貸付契約を循環農業支援センターと結んでおります。

それから、2点目の山本議員さんが言われました17年度の町が負担しなければならない部分の経費と、それから18年度の経費の説明をさきの議員協議会で説明させていただきましたけれども、その内容の予算であります。

○議長（石神忠信君） 山本さん。

○3番（山本得恵君） 契約書では無償貸し付けというふうになっているって言われましたけれども、そうしますとこれからずっと以後もそういう状態で貸し付けをしていくということですね。これ当初、ことしの4月でしたよね、この問題があったときに、町が管理費としてこれだけの経費を負担していかなければならないのであれば、無償貸し付けというのはちょっとおかしいような気がする。契約書の内容がただ無償貸し付けという契約書ではないと思うのです。こうなったらこういうふうにしますというような明細内訳があると思うのですけれども、この契約書というものは実際ありますか。それを提示してもらいたい。

○議長（石神忠信君） 柴田産業建設課長。

○産業建設課長（柴田 弘君） 時間をいただき、契約書を持ってきますので、見せたいと思います。

○議長（石神忠信君） 契約書は、今持ってくるそうですから、それは山本議員に後で提示するということで、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） では、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時35分

再開 午後 1時37分

○議長（石神忠信君） 休憩前に戻り会議を続けます。

柴田産業建設課長。

○産業建設課長（柴田 弘君） ご説明申し上げます。

まず、施設、建物、機械類等については、町有財産無償貸付契約書で結んでおります。それと、循環農業支援センターの管理運営に関する部分については、覚書で中頓別町循環農業支援センター利用組合の方に管理運営をお願いしている。この2本立てになっております。

○議長（石神忠信君） 山本さん。

○3番（山本得恵君） そうしますと、これからだんだん古くなっていくとまだまだ年間経費が多くなっていく。そうなったら、その都度町が負担していかなければならぬということになりますよね。今あれを使っている団体に毎年毎年、監査委員の決算の意見書の中にもちらっとあったのですけれども、委託契約と支出科目の不一致というのを指摘されているのです。これは決算の方なのですけれども、こういうところも含まれているのではないかと思うのです。だから、このまま毎年このようなことをしていかなければならないのであれば、これを当初から維持費なら維持費として予算計上した方がいいのではないのかなと、私はそう思うのです。これがまた来年になって、ことしは274万7,000円ですか、だけれども来年またこの金額変わってくると思うのです、徐々に。

それと、当初からこういう計画であれば、当初あの工場が19世帯ですか、が稼働できるだけの規模であったというふうに認識しておりますけれども、現在11世帯だと。こういう内容であればもっと利用する農家がふえたのではないかというふうにも思われるのですけれども、その辺どう思っていますか。当初はこういう計画ではなかったのでしょうか、あの工場を利用する農家はあれを自己負担というか団体負担でやっていくというような、私はそういうふうに認識していたのです。それがたまたまことしの春に欠損が出たから、町の方に補助してくれと、17年度、18年度ということが出てきたように思っているのです。その辺、何だかこれがわけのわからない補正のような気がするのです。その辺どうなのですか。やっぱり契約書をもっとちゃんとしていかなかったら、私はいつまでもこれ町負担でやっていかなければならぬというような感じを受けるのですけれども、それは町の立場というものもわかります。町の施設だから、もし今あれを利用する人がいなくなれば、これは町が道に対して面目ないだろうし、その辺も考えていかなければならぬだろうし、今言うようにどうなのか、いつまでもこのままでやっていくつもりなのか。今言うように契約を締結し直して、ちゃんとした内容をつくっていかなかったら私はだめ

だと思えますよ。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 予算の計上としては、ご指摘のとおり、もう昨年から動いているわけですから、本来からいって当初予算に計上すべきものは計上すると、これが基本だろうと思えます。そういう意味では、ことしも、昨年もそうでありましたけれども、補正を組んだということにつきましては、私どもの方に若干ミスがあるのかなと、こういう気もいたします。今ご指摘をされましたこの施設の委託契約書等々につきましても、再度担当の方に検討させて、この施設が有効利用されて、なおかつ効果の上がるような委託契約に変えていくと、こういうようなことも必要かなと思えますし、また私どもも今現在11戸でこの循環支援センターの運営をしていただいておりますけれども、一人でも多く、一件でも多くこの施設を利用していただくことによって収支のバランスがとれていくような気もいたします。しかしながら、去年がスタートの年でありますから、ここ数年運営状況を見て、その結果を把握した中で、どういう契約が一番好ましいのか、また住民にも理解を得られるのかと、こういうような形を模索をしていかなければならないと思えます。

しかしながら、今の状況の中で町が貸している設備、機械類等々については、何とか利用できる状況にしてお貸しをしたい、私は基本的にそういう考えを持っております。そういう中でこの施設が有効活用されて、なおかつ住民の理解を得ると。一番大きな柱は、この施設を使って中頓別の環境問題を克服するという、これも大きな問題でありますし、また産業廃棄物を飼料として再利用させると、この2本がこの施設の大きな目的でなかろうかなと思えますから、そういう面ではできるだけ町も支援をするということも考えられますし、またもう一つはセンターが自立をできるように、私ども指導、助言、また支援をしていくということも一つ考えていかなければならないことではなかろうかなと思えます。そういう面では、今山本議員さんからいろいろと指摘をされたことにつきまして、私どもも内部で十分検討しながら、また利用組合等とも協議をして、できるだけ住民の皆さん方に少しでも迷惑のかからない、負担のかからない方法を模索をしていきたいと、こういうふうなことを考えておりますので、ぜひご理解を賜ればと、このように思います。

○議長（石神忠信君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第7号 平成18年度中頓別町一般会計補正予算について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号 平成18年度中頓別町一般会計補正予算は原案のとおり可決され

ました。

◎議案第8号

○議長（石神忠信君） 続きます、日程第18、議案第8号 平成18年度中頓別町知的障害者福祉事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第8号 平成18年度中頓別町知的障害者福祉事業特別会計補正予算につきましては、天北厚生園長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 千葉天北厚生園長。

○天北厚生園長（千葉辰雄君） 議案第8号 平成18年度中頓別町知的障害者福祉事業特別会計補正予算についてご説明をいたします。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ159万6,000を追加し、予算の総額を2億7,443万円とするものでございます。

事項別明細書5ページからご説明をいたします。1款知的障害者支援費、1項知的障害者支援費、1目事務費におきましては、既定の予算に145万4,000円を追加するものであります。内容につきましては、主に天北厚生園が法人化することに伴う閉園関係に係る経費を計上したものであります。報償費におきましては、閉園記念品として2万5,000円、需用費においては閉園式関係の消耗品費、印刷製本費、食糧費等で37万5,000円を計上いたしました。18節の備品におきましては、くみ上げポンプ、重度棟の床に水がたまっておりますので、これをくみ上げポンプで自動くみ上げをしております。このポンプが焼きつけ損傷を起こしましたために6万9,000円、入れかえのために計上したものです。23節償還金利子及び割引料では、市町村備荒資金組合償還金として98万5,000円を追加したものです。これにつきましては、トラクターの償還がもう一年あります。したがって、この部分を法人化とともに繰上償還をするという経費で計上したものであります。

3目訓練指導費におきましては、既定の予算に14万2,000円を計上いたしました。8節の報償費では、作業用報償として1万5,000円の追加、需用費では訓練作業用飼料費として4万8,000円、18節の備品購入費では動物購入費として鶏を50羽、7万9,000円を計上したものであります。

歳出総額、既定の予算額に159万6,000円を追加し、2億7,443万円としたところであります。

次に、歳入、4ページであります。6款繰越金におきましては、前年度繰越金で145万4,000円を追加したものです。

7款諸収入では、既定の予算額に14万2,000円を追加し、生産物売払収入で鶏卵販売分の14万2,000円を追加したものであります。

歳入総額、既定の予算額に159万6,000円を追加し、2億7,443万円としたところであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第8号 平成18年度中頓別町知的障害者福祉事業特別会計補正予算について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号 平成18年度中頓別町知的障害者福祉事業特別会計補正予算については原案のとおり可決されました。

◎議案第9号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第19、議案第9号 平成18年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第9号 平成18年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算につきましては、自動車学校長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 浅野自動車学校長。

○自動車学校長（浅野 豊君） 議案第9号 平成18年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

本補正予算につきましては、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に10万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,217万7,000円とするものでございます。

初めに、4ページの歳出についてご説明いたします。1款総務費、既定額に10万8,000円を追加し、4,217万7,000円とするものであります。1項総務管理費、1目一般管理費とも同額でございます。内容としましては、14節使用料及び賃借料10万8,000円追加です。これは、頓別川河川敷賃借料の値上がり額が当初予想額を上回ったもので、不足が生じたものでございます。

したがって、歳出合計、既定額に10万8,000円追加し、4,217万7,000円とするものであります。

続きまして、3ページ、歳入についてご説明いたします。3款諸収入、既定額に10万8,000円を追加し、188万5,000円とするものであります。1項雑入、1目雑入とも同額でございます。内容としましては、1節雑入で高齢者講習講習料45万円追加、高齢者講習委託料33万9,000円減額、コース使用料3,000円減額の合計10万8,000円の追加です。これにつきましては、高齢者講習1回1万4,118円という委託料が廃止になり、かわって1人当たりの講習料が2,909円から4,019円に値上がりになったものが大きなものです。

歳入合計、既定額に10万8,000円を追加し、4,217万7,000円とし、歳入歳出のバランスをとっております。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第9号 平成18年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号 平成18年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第20、議案第10号 平成18年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第10号 平成18年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算につきましては、病院事務長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 高井国保病院事務長。

○国保病院事務長（高井秀一君） 議案第10号 平成18年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

1ページをごらんください。第1条、平成18年度中頓別町国民健康保険病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、資本的収入及び支出、収入の既決予定額に60万円を追加して3,283万4,

000円とし、支出の既決予定額に72万円を追加して4,152万7,000円とし、収入が支出に対して不足する額869万3,000円は当年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

第3条、他会計からの補助金、一般会計補助金の既決予定額に60万円を追加して、3,820万7,000円といたします。

今回の補正につきましては、本年第1回定例会におきまして患者様のご遺族からの寄附金60万円を活用して院内に喫煙室設置のための予算を計上いたしました。医療機関での禁煙化が広がる中、予算執行を中止し、患者サービスの向上が図られるものとして使途を検討していたものであります。

内容についてご説明申し上げます。4ページをごらんください。支出につきましては、1款資本的支出、2項建設改良費、1目固定資産購入費に72万円を追加するものであります。シャワートローリーストレッチャーにつきましては、寝たきりの入院患者様用のシャワー浴用のストレッチャーで、簡易な入浴や部分浴用として使用いたします。これまで清拭しかできなかったことから、入院生活の環境整備と衛生面での改善を図るものであります。シリンジポンプにつきましては、特定の注射薬を一定時間内に一定量注射するための器械で、平成16年度に2台購入いたしましたが、不足している状況から今回2台を購入するものであります。

収入につきましては、1款資本的収入、1項出資金、1目一般会計出資金に17年度一般寄附金として一般会計で繰り入れしておりました60万円を追加するものであります。

以上、簡単ですが、説明といたします。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第10号 平成18年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号 平成18年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第21、議案第11号 平成18年度中頓別町水道事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第11号 平成18年度中頓別町水道事業特別会計補正予算
につきましては、産業建設課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 柴田産業建設課長。

○産業建設課長（柴田 弘君） 議案第11号 平成18年度中頓別町水道事業特別会計
補正予算。

1ページをお開きください。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万7,000円を追加し、
歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ1億603万2,000円とするものでありま
す。

事項別明細書、歳出から説明いたします。5ページをお開きください。1款水道費、1
目一般管理費、既定額に32万7,000円を追加するもので、15節工事請負費で量水
器取りかえ工事完了に伴う39万3,000円減額、町道1条通り線給水管移設工事のた
め72万円の計上、合計32万7,000円の追加であります。

歳出合計、既定額に32万7,000円を追加し、1億603万2,000円とするも
のであります。

4ページ、歳入についてご説明いたします。1款使用料及び手数料、1目水道使用料、
既定額から42万円を減額し、1節現年度水道使用料56万円減額、2節滞納繰越額14
万円追加をするものであります。

4款繰越金、1目繰越金、既定額に2万8,000円を追加するもので、前年度繰越額
の追加であります。

5款諸収入、2目弁償金、既定額に町道1条通り線給水管移設補償費として71万9,
000円を計上するものであります。

歳入合計、既定額に32万7,000円を追加し、1億603万2,000円とするも
のであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第11号 平成1
8年度中頓別町水道事業特別会計補正予算について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号 平成18年度中頓別町水道事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号

○議長（石神忠信君） 続きますので、日程第22、議案第12号 平成18年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第12号 平成18年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算につきましては、産業建設課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 柴田産業建設課長。

○産業建設課長（柴田 弘君） 議案第12号 平成18年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算。

1ページをお開きください。

（歳入歳出の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130万7,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,800万1,000円とするものです。

事項別明細書、歳出、5ページからご説明いたします。1款下水道費、1目一般管理費、既定額に126万円を追加するもので、内訳は13節委託料として下水道管理センター維持管理業務の執行残45万1,000円減額、下水道事業認可更新業務委託として171万1,000円の計上、計126万円の追加であります。

2款公債費、2目利子、既定額に4万7,000円を追加するもので、長期借り入れ償還利子の決定に伴う追加であります。

歳出合計、既定額に130万7,000円を追加し、1億3,800万1,000円とするものであります。

4ページ、歳入についてご説明いたします。1款分担金及び負担金、1目下水道分担金、既定額に18万7,000円を追加するものであります。2節滞納繰越分といたしまして、これにつきましては3戸、18万7,200円の繰り越しであります。

2款使用料及び手数料、1目下水道使用料については、既定額に104万円を追加するもので、1節現年度分、下水道使用料103万円追加、2節滞納繰越分、下水道使用料滞納繰越分1万円の追加であります。

4款繰越金、1目繰越金、既定額に8万円を追加するもので、前年度繰越金として8万円を追加いたします。

歳入合計、既定額に130万7,000円を追加し、1億3,800万1,000円とするものです。

簡単ですが、説明にかえさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいた

します。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） 歳出の下水道事業認可更新業務委託ということで、これは事業認可を更新するということだと思うのですが、であれば本来当初から費用としてわかり得る分野ではないかなというふうに私は思うので、私が思う中身とまた違うのか、なぜここにきて補正として出てきたのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 柴田産業建設課長。

○産業建設課長（柴田 弘君） ご説明申し上げます。

ご指摘のとおり、本来であれば当初予算で計上しなければならない分だと思います。当初予算のときに計上したのですが、その必要性を事前に把握していなかった部分、業務内容、スケジュール等の明確にならなかったところがありまして、補正予算での計上ということで見送ってこられた経過があります。それで、中身の精査が十分できていなかったものですから、その後、道、それから支庁を通じてどのぐらいの経費でやるか、それからその事業内容等もすべて精査して、自分のできることは自分たちでやろうと、できない部分を委託をかけようということで再精査して、今回計上させていただきました。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第12号 平成18年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号 平成18年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第23、議案第13号 平成18年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第13号 平成18年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算につきましては、保健福祉課参事に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（竹内義博君） 議案第13号 平成18年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算についてご説明させていただきます。

1 ページをお開きください。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万4,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,554万1,000円とするものでございます。

5 ページをお開きください。歳出の事項別明細からご説明いたします。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費につきましては、155万円の追加補正をするもので、これにつきましては地域密着型介護サービス給付費、これはグループホームですけれども、グループホームの入所人員がふえたということから155万円を追加させていただくものでございます。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費につきましては、155万円の減額補正で266万2,000円とするもので、これにつきましては介護予防サービス給付費、これは要支援の1または2に対する訪問介護または通所介護に対する給付費でございますけれども、人数が減ったということから、155万円を減額するものでございます。

次に、6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金につきましては、18万4,000円の追加補正で284万円とするもので、1目第1号被保険者還付加算金につきましては2万3,000円の追加補正で12万3,000円とするものでございます。これにつきましては、介護保険料還付金ということで、平成16年度分の還付加算金が当初予算よりもふえたということから2万3,000円を追加するものでございます。

2目償還金につきましては、16万1,000円を計上するものでございます。これにつきましては、平成17年度分の介護給付費道支出金の返還金でございます。

歳出の合計額、18万4,000円を追加補正し、1億8,554万1,000円とするものでございます。

それでは、4ページをお開きください。歳入についてご説明させていただきます。7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましてはそれぞれ18万4,000円の追加補正をし、18万5,000円とするものでございます。これにつきましては、前年度繰越金で18万4,000円を追加するもので、歳入の合計を18万4,000円追加補正し、1億8,554万1,000円とするものでございます。

それで、歳入歳出のバランスをとらせていただいておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第13号 平成1

8年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号 平成18年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

ここで議場の時計で2時20分まで暫時休憩にいたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時20分

○議長(石神忠信君) それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

◎認定第1号～認定第9号

○議長(石神忠信君) 日程第24、認定第1号 平成17年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定の件、日程第25、認定第2号 平成17年度中頓別町知的障害者福祉事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第26、認定第3号 平成17年度中頓別町自動車学校事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第27、認定第4号 平成17年度中頓別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第28、認定第5号 平成17年度中頓別町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第29、認定第6号 平成17年度中頓別町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定の件、日程第30、認定第7号 平成17年度中頓別町水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第31、認定第8号 平成17年度中頓別町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第32、認定第9号 平成17年度中頓別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件を一括議題とします。

お諮りします。ただいま議題となりました認定第1号から第9号は、会議規則第39条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、本件の提案理由の説明は省略することに決しました。

お諮りします。本件につきましては、全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して今定例会の会期中に審査をすることにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から第9号につきましては、全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、今定例会の会期中に審査することに決しました。

お諮りいたします。ただいま決算審査特別委員会に付託した認定第1号から第9号の決算認定については、会議規則第46条第1項の規定によって、9月22日午前中までに審査を終了するように期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から第9号の決算認定については、9月22日午前中までに審査を終了するように期限をつけることに決しました。

◎休会の議決

○議長(石神忠信君) お諮りします。

9月21日から決算審査特別委員会の審査が終了するまで休会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、9月21日から決算審査特別委員会の審査が終了するまで休会することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時35分

○議長(石神忠信君) それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

◎散会の宣告

○議長(石神忠信君) 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

(午後 2時37分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員